

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【事業年度】	第13期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社 日本政策投資銀行
【英訳名】	Development Bank of Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
【電話番号】	03-3244-1820（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部 課長 菱谷 琢治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
【電話番号】	03-3244-1820（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部 課長 菱谷 琢治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		(自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日)	(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)
連結経常収益	百万円	285,476	291,792	301,204	289,144	269,462
連結経常利益	百万円	122,531	127,156	128,133	78,992	73,096
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	87,639	91,938	91,936	50,456	45,246
連結包括利益	百万円	74,721	94,590	82,966	23,422	60,323
連結純資産額	百万円	2,986,284	3,110,120	3,296,345	3,434,054	3,703,415
連結総資産額	百万円	16,570,496	16,952,230	17,079,580	17,693,665	21,221,829
1株当たり純資産額	円	60,791.95	62,437.40	63,769.82	63,755.66	64,719.67
1株当たり当期純利益	円	1,994.88	2,092.38	2,080.56	1,075.90	867.21
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	17.95	18.27	19.24	19.32	17.38
連結自己資本利益率	%	2.99	3.03	2.88	1.51	1.27
連結株価収益率	倍	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	503,323	110,839	58,677	633,613	822,995
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	36,416	134,274	136,289	408,510	123,449
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	27,116	29,242	103,562	104,400	208,745
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	989,724	995,027	903,817	1,232,869	2,141,734
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,546 [143]	1,631 [123]	1,650 [149]	1,703 [158]	1,781 [143]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を [] 内に外書きで記載しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
経常収益	百万円	269,738	267,057	268,994	260,166	238,752
経常利益	百万円	113,814	120,341	116,880	77,427	70,243
当期純利益	百万円	80,163	89,935	86,500	46,908	48,234
資本金	百万円	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424
発行済株式総数	千株	43,632	43,632	43,632	43,632	43,632
純資産額	百万円	2,939,340	3,059,681	3,243,093	3,373,542	3,641,083
総資産額	百万円	16,422,568	16,740,690	16,827,388	17,419,402	20,951,409
預金残高	百万円	-	-	-	-	-
貸出金残高	百万円	13,210,171	12,874,274	13,063,197	12,521,358	14,837,718
有価証券残高	百万円	1,789,322	1,905,546	1,984,876	2,400,948	2,612,535
1株当たり純資産額	円	59,976.23	61,573.63	62,794.17	62,723.98	63,652.12
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	452 (-)	507 (-)	482 (-)	228 (-)	186 (-)
1株当たり当期純利益	円	1,823.55	2,046.48	1,955.97	994.58	935.69
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	17.90	18.28	19.27	19.37	17.38
自己資本利益率	%	2.81	3.10	2.87	1.48	1.41
株価収益率	倍	-	-	-	-	-
配当性向	%	24.97	24.95	24.98	24.94	24.97
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,192 [82]	1,182 [72]	1,186 [90]	1,195 [102]	1,230 [97]
株主総利回り (比較指標：-)	%	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価	円	-	-	-	-	-
最低株価	円	-	-	-	-	-

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、上表の純資産額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を純資産額としております。

3. 1株当たり当期純利益の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、上表の当期純利益から特定投資業務に係る当期純利益のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を当期純利益としております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

6. 配当性向の算定上の基礎は、「第4 提出会社の状況」中、「3. 配当政策」に記載しております。

7. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

8. 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当行株式は非上場でありますので記載しておりません。

2【沿革】

提出会社の沿革

当行は、「株式会社日本政策投資銀行法」（平成19年法律第85号。以下「DBJ法」という。）附則第9条の規定に基づき、日本政策投資銀行（以下「旧DBJ」という。）の財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して2008年10月1日に設立されました。

参考として、旧DBJ及び当行の「沿革」を以下にあわせて記載します。

(1)日本政策投資銀行

年月	事項
1951年4月	日本開発銀行設立
1956年6月	北海道開発公庫設立
1957年4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌（現北海道）、仙台（現東北）の各支店を開設
1964年3月	「北海道東北開発公庫法」の一部を改正（資本金規定の整備等）
1972年6月	「日本開発銀行法」を改正 目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
1985年6月	「日本開発銀行法」を改正 研究開発、都市開発又はエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 研究開発資金融資機能を追加
1987年9月	「北海道東北開発公庫法」の一部を改正（無利子貸付規定の整備等）
1991年4月	「日本開発銀行法」を改正 ユーロ円債による資金調達手段の追加 NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設 等
1991年4月	「北海道東北開発公庫法」の一部を改正（社会資本整備促進低利融資規定の整備等）
1992年12月	「日本開発銀行法」を改正（政府の追加出資についての規定の整備）
1997年9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 （日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される）
1998年12月	「日本開発銀行法」を改正（金融環境対応融資関連、2000年度末までの時限的措置） 設備の取得と関連のない長期運転資金を融資対象に追加 社債償還資金を融資対象に追加、公募債取得機能の追加 等
1998年12月	「北海道東北開発公庫法」の一部を改正（金融環境対応融資関連、2000年度末までの時限的措置） 事業の実施に伴い必要な長期運転資金を融資対象に追加、社債償還資金を融資対象に追加 等
1999年6月	「日本政策投資銀行法」成立
1999年10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ
2002年5月	「日本政策投資銀行法」を一部改正（金融庁による立入検査の導入を追加）
2005年12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（一体として民営化されることなどが決定される）
2006年5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」成立
2006年6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
2007年6月	「株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）」成立

(2)株式会社日本政策投資銀行

年月	事項
2008年10月	「株式会社日本政策投資銀行法」により、株式会社日本政策投資銀行設立（資本金1兆円）
2008年12月	シンガポール駐在員事務所を現地法人化（DBJ Singapore Limited 設立）
2009年6月	「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成21年法律第67号）」成立
2009年9月	株主割当による増資を実施（資本金1兆1,032億3,200万円）
2009年11月	ロンドン駐在員事務所を現地法人化（DBJ Europe Limited 開業 ~ 設立自体は2009年6月）
2010年3月	株主割当による増資を実施（資本金1兆1,811億9,400万円）
2011年5月	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）」により、「株式会社日本政策投資銀行法」の読替え・改正を実施
2011年12月	交付国債の償還による増資を実施（資本金1兆1,873億6,400万円）
2012年3月	株主割当による増資を実施（資本金1兆1,877億8,800万円）
2012年6月	交付国債の償還による増資を実施（資本金1兆1,983億1,600万円）
2012年12月	交付国債の償還による増資を実施（資本金1兆2,069億5,300万円）
2015年5月	「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成27年法律第23号）」成立
2015年8月	資本金の額を2,065億円2,900万円減少し、その減少額全額を危機対応準備金として計上（資本金1兆4億2,400万円）
2018年10月	ニューヨーク駐在員事務所を現地法人化（DBJ Americas Inc. 開業 ~ 設立自体は2018年7月）
2020年5月	「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（令和2年法律第29号）」成立

当行の設立経緯について

当行の前身でありました旧DBJは政策金融機関として経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現、地域経済の自立的な発展のため、一般の金融機関が行う金融等を補完し又は奨励することを旨として長期資金の供給等を行って参りました。

こうした中、政策金融機関全体の今後の在り方について経済財政諮問会議等において議論されておりましたが、2005年12月24日付閣議決定により旧DBJについては「新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能が揃っていることが望ましいこと等から一体として完全民営化」することとなりました。

かかる政策金融改革の議論の中、2006年5月26日に成立いたしました「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（以下「行政改革推進法」という。）により、旧DBJの民営化の方向性が決定され、2007年6月6日には、DBJ法が国会で可決・成立いたしました。

こうした経緯を踏まえ、当行は2008年9月22日に創立総会及び設立時取締役会を開催し、DBJ法に基づく長期の事業資金に係る投融資業務等を行う株式会社として、同年10月1日に設立されました。

当行設立時の資本金は1兆円、発行済株式総数は4,000万株となっております。なお、DBJ法附則第9条の規定に基づき、旧DBJは当行にその財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資しており、それにより取得した株式（4,000万株）を旧DBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、2021年3月31日現在、当行、子会社90社（うちDBJアセットマネジメント株式会社等の連結子会社39社、非連結子会社51社）及び関連会社28社（持分法適用関連会社）で構成されております。

また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）を主たる業務としております。

当行は、当行設立の根拠であるDBJ法に基づく業務を行っております。なお、当行の事業の内容については、以下のとおりであります。

目的 出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。

業務の範囲 旧DBJの業務（出資・融資・債務保証等）を基本として、新金融技術を活用した業務を行うとともに、資金調達面では主に社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行うこととしております。

業務の内容 当行は、長期資金の供給をはじめとする機能を複合的に発揮することにより、お客様への「投融資一体型金融サービス」の提供を行っております。具体的には、シニアローンから、メザニン、エクイティまでシームレスに対応するとともに、アレンジメント、アドバイザー等のサービスも展開しております。

政府との関係について

(1) 政府関与の縮小と、自主的な経営への移行（DBJ法に設ける主な規定）

・ 予算統制の廃止

旧DBJは政府関係機関予算（国会議決）の対象でありましたが、当行については対象となっておりません。

・ 社債や借入金

通常、特殊会社においては、社債や借入金は個別認可制であります。当行においては業務の特性に照らして包括認可制となっております。

・ 投資目的の子会社保有

投資目的の子会社の保有についての規制はありません。ただし、銀行、金融商品取引業者、貸金業者等の子会社の保有については認可制（銀行法上も金融関連の子会社保有は認可制）となっております。

・ その他

当行の事業計画、定款変更及び代表取締役等の選解任の決議等については認可制となっております。

(2) 預金受入れ等に伴う金融監督上の関与

・ DBJ法に基づき、当行の主務大臣は財務大臣及び国土交通大臣（承継資産の一部の管理に限る。）となっておりますが、預金受入れ又は金融債発行の開始には主務大臣である財務大臣の承認と内閣総理大臣（金融庁）の同意が必要となっております。

・ 預金受入れ又は金融債発行を開始した場合には、銀行法の規制（預金者への情報提供、大口信用規制、アームズレングスルール等）を準用するとともに、財務・業務について内閣総理大臣（金融庁）が共管の主務大臣となります。

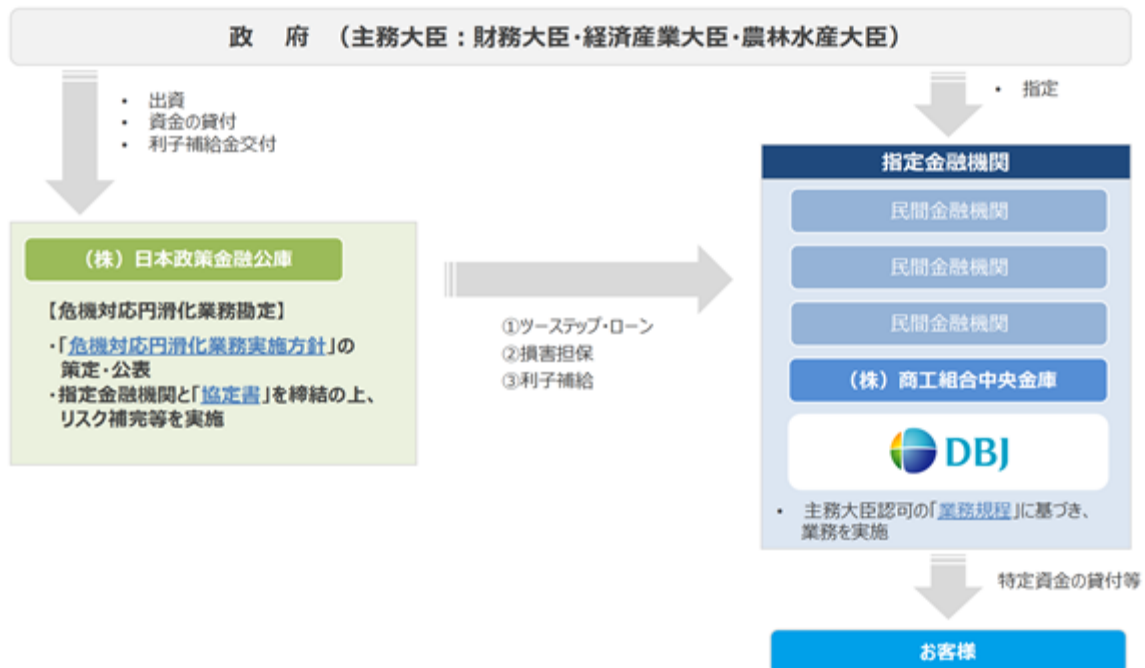
・ デリバティブ取引等の金融商品取引業の一部を営むため登録金融機関として登録を行っております。

(3) 資金調達上の措置

長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化への寄与という当行の目的を果たしつつ、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、移行期間（当行設立から完全民営化までの間）内に限り政府保証債の発行や財政融資資金借入が措置されております。

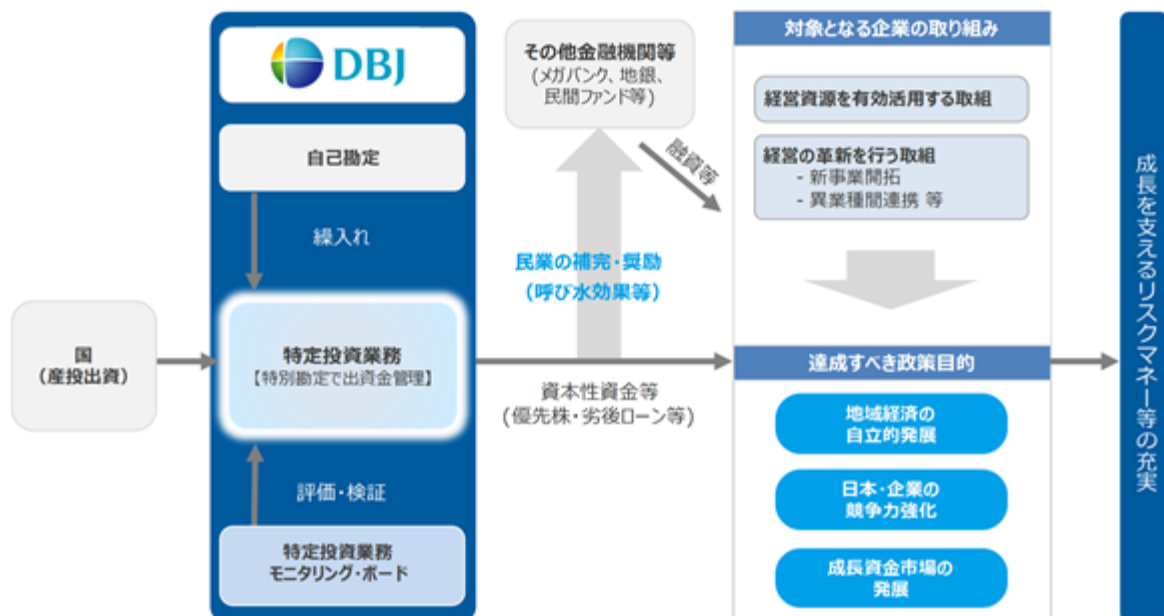
(4)危機対応業務

内外金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズム、感染症等の危機による被害に対処するために必要な資金（特定資金）を、政府の指定を受けた金融機関（指定金融機関）が、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）からの信用供与（ ツーステップ・ローン、 損害担保、 利子補給）を受け、迅速かつ円滑に供給するものです。



(5)特定投資業務

民間による成長資金の供給の促進を図るため、国からの一部出資（産投出資）を活用し、企業の競争力強化や地域活性化の観点から、成長資金の供給を時限的・集中的に実施するものです。



根拠法改正等について

当行は、指定金融機関として危機対応業務を行っておりますが、2008年秋以降の世界的な金融・経済危機に際し、万全の取組を確保するため、政府出資（交付国債の償還による増資を含む。）を通じた当行の財務基盤強化を可能とする「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（以下「DBJ法改正法」という。）が2009年7月3日に公布・施行されました。

DBJ法改正法により、2012年3月末までは政府出資が可能とされたことに加え、政府保有株式の処分期限が当行設立後おおむね5～7年後を目途から増資対象期間終了後おおむね5～7年後を目途として行うこととされました。

その後、「東日本大震災」に係る危機対応業務への取組に伴い、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」によりDBJ法の読替え・改正が実施され、当行による危機対応業務の円滑な実施を確保するための政府出資の可能期限等がそれぞれ2012年3月末から2015年3月末まで延長されました。

政府保有株式の処分期限についても、従来の「2012年4月からおおむね5～7年後を目途」から、「2015年4月からおおむね5～7年後を目途」まで延期されました。

また、政府による、当行の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずる期限が、2011年度末から2014年度末に延期され、それまでの間においては、政府はその保有する当行の株式を処分しないものとされました。

さらに、このような根拠法改正の経緯や、政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」（2014年10月8日第1回開催、同年11月14日第6回開催（中間とりまとめ））での議論等を踏まえ、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（平成27年法律第23号。以下「平成27年改正法」という。）が2015年5月20日に公布・施行されております。平成27年改正法においては、当行の完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すとともに、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、民間における金融の現状等を踏まえて、以下のとおり、所要の措置が講じられております。

(1)危機対応業務

当分の間、当行による危機対応業務を義務付け、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等を実施。

(2)特定投資業務

当行は、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（「特定投資業務」）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとし、政府は、このために必要な出資等を実施。

なお、特定投資業務については、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とすることとされている。

(3)政府による株式の保有等

上記の各業務の適確な実施を確保する観点から、政府に対し、危機対応業務に対応して、当分の間、発行済株式の3分の1を超える株式、特定投資業務に対応して、当行が特定投資業務を完了するまでの間、発行済株式の2分の1以上の株式の保有を義務付ける。

(4)適正な競争関係の確保

当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを義務付ける。

特に、特定投資業務の遂行に当たっては、金融機関をはじめとする関係者とより一層の円滑な対話を進める。

また、政府における「（株）日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会」（2019年10月3日第1回開催、同年11月26日第4回開催（とりまとめ））での議論等を踏まえ、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（令和2年法律第29号。以下、「令和2年改正法」という。）が2020年5月22日に公布・施行されております。令和2年改正法においては、特定投資業務について、以下のとおり所要の措置を講ずることとされています。

(1)投資決定期限及び政府による出資期限を2021年3月31日から2026年3月31日まで延長。

(2)業務完了期限を2026年3月31日から2031年3月31日まで延長。

4【関係会社の状況】

2021年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所有 (又は被 所有)割合 (%) (注)1	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
株式会社コンシスト	東京都 千代田区	100	情報システム開 発、保守、コン サルティング	50.0%	2	-	業務委託関係	-	-
株式会社日本経済研究所	東京都 千代田区	479	調査、コンサル ティング、アド バイザリー事業	100.0%	1	-	業務委託関係	-	有
株式会社価値総合研究所	東京都 千代田区	75	調査、コンサル ティング、アド バイザリー事業	100.0% (8.0%)	1	-	業務委託関係	-	有
D B J証券株式会社	東京都 千代田区	500	証券業	100.0%	1	-	業務委託関係	-	-
D B Jキャピタル株式会社	東京都 千代田区	99	投資事業組合の 管理等	100.0%	1	-	-	不動産を 賃貸	-
D B Jアセットマネジメン ト株式会社	東京都 千代田区	100	投資運用業、投 資助言・代理業	100.0%	1	-	業務委託関係	-	-
DBJ Singapore Limited	シンガポ ール共和国	1百万シンガ ポールドル	投融資サポート 業務、アドバイ ザリー業務等	100.0%	2	-	業務委託関係	-	-
DBJ Europe Limited	英国 ロンドン市	7百万ユーロ	投融資サポート 業務、アドバイ ザリー業務等	100.0%	2	-	業務委託関係	-	-
D B J投資アドバイザリー 株式会社	東京都 千代田区	68	投資助言・代理 業等	50.6%	1	-	業務委託関係	不動産を 賃貸	-
D B Jリアルエステート株 式会社	東京都 千代田区	80	不動産賃貸業等	100.0%	1	-	金銭貸借関係	不動産を 賃貸借	-
政投銀投資諮詢(北京)有 限公司	中華人民 共和国 北京市	4百万人民元	投融資サポート 業務、アドバイ ザリー業務等	100.0%	3	-	業務委託関係	-	-
DBJ Americas Inc.	米国ニュー ヨーク州 ニューヨ ーク市 (注)2	2百万米ドル	投融資サポート 業務、アドバイ ザリー業務等	100.0%	2	-	業務委託関係	-	-
その他27社(注)3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(持分法適用関連会社) その他28社(注)3、4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

2. DBJ Americas Inc.の登記上の所在地は、米国デラウェア州ウィルミントン市であります。

3. 連結子会社及び持分法適用関連会社につきましては、主要な会社のみを記載し、その他の連結子会社及び持分法適用関連会社につきましては、その社数のみを記載しております。

4. 持分法適用関連会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社A I R D O、株式会社ソラシドエア、株式会社マーキュリアインベストメントであります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2021年3月31日現在

	当行業務	その他業務	合計
従業員数(人)	1,230 [97]	551 [46]	1,781 [143]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,230 [97]	37.1	13.2	10,207

- (注) 1. 従業員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。
また海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
2. 従業員数は、執行役員4人を含み、代表取締役3人及び常務執行役員13人(うち、取締役兼務者5人)を含んでおりません。
3. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、1.に記載の従業員のうち海外の現地採用者、他社から当行への出向者を含んでおりません。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 当行の従業員組合は、日本政策投資銀行職員組合と称し、組合員数(出向者を含む。)は1,072人でありま
す。労使間においては、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行グループにおける、具体的な経営方針、経営環境及び対処すべき課題等といたしましては、以下のとおりであります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において当行グループが判断したものであります。

<第5次中期経営計画の策定・推進>

第5次中期経営計画の基本方針

当行グループは、2020年3月に危機認定された新型コロナウイルス感染症による被害への対応を最優先課題として認識し、危機対応業務に万全の態勢で迅速かつ適確に取り組みます。

そのうえで、新型コロナウイルス感染症による被害や影響からの回復、その後の長期的な成長に向けては、デジタル化や生産年齢人口の減少、グローバル化、サステナビリティへの意識の高まり等、抜本的な人口構造や社会構造の変革が加速し、社会課題と顧客の経営課題が一体不可分となることを見込まれる中、当行グループは、様々な金融機関や事業会社等と連携・協働し、リスクマネーやナレッジを活用しながら顧客起点で投融资機会を創出することで、我が国金融市場の活性化に貢献し、経済価値と社会価値の両立に取り組みます。

目標とする経営指標

5次中計最終年度の財務目標は下表のとおりとし、引き続き収益性と健全性の双方に配慮したリスク・リターン・ポートフォリオの構築を目指します。

なお、以下の目標とする経営指標は、当行グループが5次中計を公表いたしました2021年5月20日現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

<経営指標（連結）>

	2025年度（5次中計最終年度）目標（注）1
業務粗利益（注）2	2,000億円程度
親会社株主に帰属する当期純利益	850億円程度
経費率（注）3	32%程度
総資産	21兆円程度
ROA（注）3	1%程度
ROE（注）3	3%程度
自己資本比率 （パーゼル 最終化完全適用ベース）（注）4	14%程度

（注）1．2023年5月に見直し後の財務目標を公表予定。

2．クレジットコスト除き。

3．経費率、ROAは業務粗利益比。ROEは当期純利益比。

4．普通株式等Tier1比率。

第5次中期経営計画に基づく具体の主要な施策

DBJ GRIT戦略

新型コロナウイルス感染拡大で加速した2050年の持続可能な社会への流れを踏まえ、民間金融機関等と連携し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組（Green）やしなやかで強い安心安全な地域・社会や産業基盤の構築を支援する取組（Resilience & Recovery）、長期的視点から事業化可能と評価できるイノベーションに関する取組（Innovation）、カーボンニュートラル等の実現に向けて、現在の事業基盤を前提として着実な移行に向けた戦略的取組（Transition / Transformation）を、投融资一体のビジネスモデルを活かし、お客様起点で支援します。

事業戦略

（産業をつなぐ：産業の潜在力を引き出す）

- ・既存業種を超えた横断テーマへの対応を強化

- ・CVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）と連携したリスクマネー供給や大企業とベンチャー等をつなぐ取組
 - ・イノベーションの社会実装への挑戦
- （世代をつなぐ：しなやかに強い社会を次世代につなぐ）
- ・持続可能な社会の実現に向けたインフラ整備の推進
 - ・災害とその復旧に備える官民連携の推進
 - ・顧客のトランジションや非財務価値の見える化に向けたエンゲージメント（対話と行動）の強化
 - ・評価認証型融資等、当行の特色を活かしたESG金融の推進
- （地域をつなぐ：地域の新たな発展を支援）
- ・地域の交流人口を増やす取組の推進
 - ・ナレッジを活用した特色ある地域資源の発掘
 - ・事業承継支援や再生案件への取組
 - ・地域金融機関との連携・協働を通じたリスクマネー供給

経営基盤戦略

事業戦略の着実な遂行のために、非財務資本を含めた経営基盤を強化して参ります。

（財務資本）

- ・SRI債等の資金調達手法の多様化
- ・リスク/リターン管理の高度化

（非財務資本）

- ・人的・知的資本：戦略に整合した人材の確保やリスク対応力を高めるための能力開発の強化、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等を活用した業務効率化、高付加価値化を含めた仕事の進め方改革
- ・関係資本：金融機関等をはじめとする他社との協働、ステークホルダーとのコミュニケーション強化

<危機対応業務等への取組>

危機対応業務については、当行は指定金融機関として行って参りましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行による実施が義務付けられるとともに、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等所要の措置が講じられています。係る危機対応業務については、当行が企業理念として掲げるパブリックマインド等にも合致しており、今後とも着実に取り組むべきものと考えております。

我が国の産業・社会インフラ・地域に未曾有の被害をもたらした「東日本大震災」に関しましては、2016年度から復興期間（10年間）後半の「復興・創生期間」へ移行していることも踏まえ、引き続き復興に向けた取組を支援するとともに、2016年4月に発生した「平成28年熊本地震」につきましても、過去の震災対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、危機対応業務等を適切に遂行して参ります。また、2020年3月19日には「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定されており、同事案による影響を受けた事業者への支援に取り組んでおります。

危機対応業務につきましては、「第2 事業の状況」「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「(1) 経営成績等の状況の概要」<危機対応業務について>をご参照ください。

<特定投資業務への取組>

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられています。

なお、2020年5月22日に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（令和2年法律第29号）に基づき、特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限は2020年度末から2025年度末まで延長されるとともに、業務完了期限は2025年度末から2030年度末まで延長されております。

係る特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、2013年3月に当行が自主的な取組として設立した「競争力強化ファンド」を強化させるものと考えております。当行としましては、休眠技術の活用や新たな連携の促進といった企業活動を引き続き支援するとともに、特に地域活性化や企業の競争力強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務につきましては、「第2 事業の状況」「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「(1) 経営成績等の状況の概要」<特定投資業務について>をご参照ください。

2【事業等のリスク】

以下において、当行グループ（当行並びにその連結子会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当行の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があるとして認識している以下のリスクのうち、それらが顕在化する可能性や影響度等の観点で、特に重要であると考えられる事項は、(1)～(5)です。

なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。リスク管理につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」の記載をご参照下さい。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において当行グループが判断したものであります。

(1) 日本政府の政策が当行組織の在り方に及ぼす影響について

当行は、2006年5月に国会において成立した行政改革推進法及び政策金融の抜本的な改革の一環として、2007年6月6日に国会において成立したDBJ法に基づき、旧DBJの財産の全部（DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項の規定に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務（DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して2008年10月1日に設立されました。

現在は、当行株式の100%を政府が保有しているため、当行の業務及び財政状態は政府の政策の影響を受ける可能性があります。

2015年5月20日に公布・施行された平成27年改正法に基づき、当行の完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すとともに、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、民間における金融の現状等を踏まえて、以下のとおり、所要の措置が講じられております。

また、2020年5月22日に公布・施行された令和2年改正法に基づき、特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限は2021年3月31日から2026年3月31日まで延長されるとともに、業務完了期限は2026年3月31日から2031年3月31日まで延長されております。

1．危機対応業務

当分の間、当行による危機対応業務を義務付け、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等を実施。

2．特定投資業務

当行は、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2025年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（「特定投資業務」）を集中的に実施し、2030年度末までに当該業務を完了するよう努めることとし、政府は、このために必要な出資等を実施。

（ ）なお、特定投資業務については、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とすることとされている。

3．政府による株式の保有等

上記の1・2の業務に関する措置を講ずる間、各業務の適確な実施を確保する観点から、政府に対し、危機対応業務に対応して発行済株式の3分の1を超える株式、特定投資業務に対応して発行済株式の2分の1以上の株式の保有を義務付ける。

4．適正な競争関係の確保

当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを義務付ける。

（ ）特に、特定投資業務の遂行に当たっては、金融機関をはじめとする関係者とより一層の円滑な対話を進める。

こうした当行組織の在り方に関する政府の政策により、当行業務及び組織は影響を受ける可能性がありますが、政府の動向を注視しながら、適切に対応して参ります。

(2) 危機対応業務の遂行に伴う当行業績への影響について

危機対応業務は内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、政府が指定する金融機関（指定金融機関）が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その後の改正を含む。）に基づき、日本公庫からのリスク補完等を受け、危機に対処するために必要な資金を供給する業務として、2008年10月1日より開始されているものです。

2008年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応策として、政府は同年10月30日に策定された経済対策「生活対策」において「商工中金、政投銀による金融危機対応業務の発動」を掲げ、同年12月11日には「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を行っています。

さらに2008年12月19日に策定された経済対策「生活防衛のための緊急対策」において予算枠の拡充・C P（コマーシャルペーパー）購入業務の追加等を含む「日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策」が掲げられました。これを受け、2009年1月27日には平成20年度二次補正予算が成立し予算枠が拡充された他、同年1月30日にはC P購入業務の追加等を含む政省令の改正等が行われました。

加えて、同年4月10日に公表された「経済危機対策」において、中堅・大企業向け危機対応業務として計15兆円という大規模な危機対応業務が具体的施策として掲げられました。さらにその後、同年5月29日には平成21年度補正予算が成立し、同年6月26日に国会において成立したD B J法改正法においては、政府出資による当行の財務基盤強化（出資対象期間は2012年3月末日まで）により、危機対応業務の円滑な実施が可能となるよう対策が講じられました。

これを受け、同年9月24日には、措置された政府出資枠3,500億円及び交付国債1兆3,500億円のうち、政府出資枠3,500億円の一部として、同年6月末日までの危機対応業務の実績に対応する分について、株主割当の方法により普通株式2,064,640株を1株当たり払込金額5万円（払込金額総額1,032億3,200万円）で発行したことに加え、以降の危機対応業務の実績等に対応する分についても、2010年3月23日に株主割当の方法により普通株式1,559,240株を1株当たり払込金額5万円（払込金額総額779億6,200万円）で発行しております。発行した株式については、全部を政府に割り当てており、全額を資本金としております。

当該業務として実施した中堅・大企業向け融資及びC P購入に関して生じる恐れのある損失の一部については、日本公庫との損害担保取引により補填される枠組みも措置されておりますので、当行としては、この損害担保取引の枠組みを適切に活用していく所存です。しかしながら、当該損害担保取引は損失の全額を補填するものではないこと等から、投融資先の予期せぬ業績の悪化及び倒産等、想定外の事由が発生した場合には、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」による被害に係るものにつきまして、政府により同年3月12日付で危機対応業務の対象に追加されております。当該対象の追加に係る通知にて、危機対応業務の実施期間は再延長されております（一方で、「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」等の実施期間については、2011年3月末日までにて終了しております）。

併せて、財特法の特例により、「東日本大震災」による被害に対処するために当行が行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる増資等については、対象期間が「平成27年3月末日まで」と読み替えられ適用されることとなっております。

D B J法改正法及び平成21年度補正予算に基づき措置された交付国債1兆3,500億円について、「東日本大震災」に係るものを含む危機対応業務の実施状況を踏まえ、D B J法の規定に基づき、2011年12月7日に交付国債61億7,000万円、2012年6月6日に同105億2,800万円、2012年12月6日に同86億3,700万円の償還が行われ、交付国債の額面金額が同額ずつ減少するとともに、当行の資本金が同額ずつ増加しております。

また、上記とは別に、2012年3月23日に震災復興に係るリスクマネー供給の円滑な実施のために必要な財務基盤を確保する目的で、株主割当による増資を行った結果、資本金が4億2,400万円増加しております。

さらに、2015年5月20日に公布・施行された平成27年改正法においては、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すという観点から、当分の間、当行による危機対応業務の実施が義務付けられるとともに、当行が行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる増資等についても延長措置がなされております。なお、危機対応業務の適確な実施のために政府が出資した金額の累計額2,065億円については、D B J法附則第2条の22等の規定に基づき、資本金から危機対応準備金への振替を実施しております。

また、「新型コロナウイルス感染症」による被害に係るものにつきまして、政府により2020年3月19日付で危機対応業務の対象に追加されております。今後についても、危機対応業務の適確な遂行による与信残高の増加、あるいは、その対応策として、交付国債の償還により当行の財務基盤が強化されることで、当行の自己資本比率をはじめとする各経営指標にも影響を及ぼす可能性があります。

融資業務の遂行に伴う当行業績及び財政状態への影響については、「(4) 信用リスク」をご参照ください。

(3) 特定投資業務の遂行に伴う当行業績への影響について

2015年5月20日に公布・施行された平成27年改正法に基づき、民間による成長資金の供給の促進を図るため、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する業務（特定投資業務）を集中的に実施してきております。

これを受けて、当行は、D B J法附則第2条の14第1項の規定に基づく政府出資払込みを受けており、当該出資金額については、D B J法附則第2条の23第2項の規定により、全額を特定投資準備金に計上しております。

当該業務の遂行に伴う当行の業績及び財政状態への影響については、「(5) 投資リスク」をご参照ください。

(4) 信用リスク

当行は、景気の動向や不動産価格の変動等を背景に、投融資先の経営状況が悪化して資産の価値が減少ないし消滅する可能性がある信用リスクを負っています。これまで貸倒引当金の適正な計上、不良債権のオフバランス化をはじめ、不良債権への対応を着実に進めてきましたが、以下のような場合又は想定外の事由が発生した場合には、より資産価値が劣化する可能性があります。

- ・国内外の景気の悪化
- ・不動産価格又は株価の下落
- ・企業の倒産又は自己破産の増加
- ・当行からの借入人が破産した場合又は経済的な困難に直面した場合に、その債務に関して債務免除又はその他の救済措置が必要となった場合
- ・ローン・ポートフォリオの内容が予想以上に悪影響を受けた場合
- ・大口融資先の信用力に関する問題が表面化した場合

2021年3月末時点における連結ベースでのリスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は0.76%となっております。なお、リスク管理債権に対する保全率は引き続き高水準を堅持しております。

なお、信用リスクに関連するリスクには以下の項目も含まれます。

貸倒引当金が将来の損失を十分に補えない可能性について

当行の貸倒引当金は、過去の貸倒れの経験並びにそのローン・ポートフォリオの特徴、内容及び実績、担保、保証、並びにその他の適切な指標に基づいて設定されております。しかしながら実際の貸倒れが現時点の予想を上回った場合、現時点の貸倒引当金は不十分となる可能性があります。

国内、国外を問わず景気が悪化した場合、さらには当行が保有する担保の価値が下落した場合、法令、監査基準若しくはその他の変更に伴い、当行が貸倒引当金を設定する基準を改訂した場合、又はその他の要因により予想以上に悪影響を受けた場合、当行は追加の貸倒引当金を必要とする可能性があります、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

市場性信用リスクについて

デリバティブ取引等において、同取引のカウンターパーティーの財務状況悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る可能性があります。取引先の信用度に応じた限度額の設定、担保の徴求、または取引範囲を限定するなど合理的な方法によりリスクを限定化し、コントロールすることとしております。

(5) 投資リスク

当行は、企業、ファンド、インフラ、不動産などに対して投資を行っておりますが、投資先の財務状況の悪化、または市場環境の変化等により、資産の経済価値が減少ないし、消失する結果、損失を被る可能性があります。

当行は、当該リスクへの対応策として、個別案件の投資決定・管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理を実施しています。個別案件管理では、信用リスク管理に準じた審査・投資管理に加え、投資対象区分に応じた目標リターンに基づく投資判断、ならびに定期的なモニタリングを実施しています。ポートフォリオ管理では、投資対象区分や回収方法の差異に着目し、信用リスク計測または市場リスク計測の方法を応用したリスクの計量化を行っています。

なお、時価のある株式等に対しても一部、投資を行っておりますが、時価変動リスクも投資リスクとして管理しています。

(6) カントリーリスク

海外投融資等において、与信先の属する国特有の外貨事情、規制の変更または政治・経済情勢等の非商業的要因から当行が損失を被る可能性があります。当行は、対応策として、国別の投融資エクスポージャーおよび付与された国別格付に基づくモニタリングを行っております。

(7) 市場リスク

金利、為替、市場性のある有価証券等の価格、ボラティリティ等の様々なリスク・ファクターの変動により、当行の資産・負債の経済価値もしくは収益が変動し、損失を被る可能性があります。

金利の変動によるリスクについて

当行は、その収益の大半を貸出金、有価証券及びその他の利息収入を生む資産等に係る受取利息・配当金と債券・社債、借入金及びその他の有利子負債に係る支払利息との差額から得ております。当行の貸出資産等と有利子負債の満期及び価格決定方法は異なるため、金利の変動により貸出資産等からの受取利息及び有利子負債からの支払利息に生じる変動は同等とはなりません。よって当行が金利の変動に迅速に対応できない場合は、その収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。当行が実施している金利リスクに関連するヘッジは、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。

また、金利の上昇により、変動金利融資をしている貸出先の一部は、増加した利息支払に応じることができない可能性があり、当行において貸出需要の減少又は不良債権の増加を招く可能性があります。かかる事態の進展は、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当行は、対応策として、金利感応度、VaRといった多面的な指標を用いたモニタリングを行うと共に、ALM・リスク管理委員会で定めたALM方針に基づき、金利リスクを適切にコントロールすることを通じて、全体の金利収支や経済価値の最適化を図る経常資産負債の総合管理を実施しています。なお、金利リスクのコントロールに関連し、金利スワップ取引等を一部行っています。

外国為替相場の変動によるリスクについて

当行は、資産及び負債の一部を外貨建てで保有しております。当行では、外国為替相場の変動による影響を抑えるために、為替スワップ取引等の実施により為替ヘッジ活動を行っておりますが、かかる方法が有効であるという保証はなく、大幅な外国為替相場の変動が発生した場合には、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、外国為替決済に関するタイムラグが存在する場合には、決済リスクも負っています。外国為替決済リスクについては、当行が一般的に許容される程度以上の決済リスクを負わないよう十分留意して取引を執行し、又は契約等を締結することをリスク管理方針に定めておりますが、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。そのため当該リスクにより、当行の業績及び財政状態は影響を受ける可能性があります。

有価証券等の時価変動リスク

当行は、市場状況により時価が変動する資産を保有しております。時価が下落し、多額の評価損や減損処理が発生した場合には、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当行は、当該リスクへの対応策として、時価変動リスクを引き受けるときは、保有目的およびリスク特性に適合した評価、モニタリングおよびコントロール（ロスカットルール等を含む。）態勢の十分性を市場リスク管理部門が確認してから取り組むこととしております。また、市場流動性リスクおよび会計処理方法についても十分な検討を行っております。

(8) 流動性リスク

流動性リスクは、資金流動性リスクと市場流動性リスクに大別されます。

当行は、資金の回収と返済との間のギャップが過大となり資金調達に困難が生じたり、又は資金繰りの中で突発的な事象が発生する可能性若しくは緊急時に十分な資金を調達できず資金繰りが破綻する可能性がある資金流動性リスクを負っています。

当行は、完全民営化までの移行期間中において、国の財政投融资計画に基づく政府保証債の発行や財政融資資金借入が可能となる措置がなされております。

当行は、これまで綿密な資金収支予定管理、手元流動性の確保、多数の市中金融機関との間で設定した当座貸越枠設定等の対応を行っておりますが、不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

また、市場商品又は将来市場において売却等を想定する商品については、市場流動性リスクを負っています。これらの取り扱いについて、当行はそのリスクについて十分な認識の上、投融资の取組を行い、また取得した商品の管理を行うことをリスク管理方針に定めておりますが、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。そのため当該リスクにより、当行の業績及び財政状態は影響を受ける可能性があります。

(9) 決済リスク

双務契約において、当行が履行した後、取引相手がデフォルトするなどにより反対給付を受けられない可能性、あるいは反対給付を受けられないまたは遅延したため取引を市場で再構築したがこの間の市場変動により当初想定の実損益を実現できない可能性があります。

当行は、対応策として、国内の有価証券の売買等は、取引相手との同時決済または信用力の高い証券会社の保護預かりを利用するなどにより対応することとしております。また、決済に関する時間的なずれが回避できない外国為替取引については、仲介する金融機関を信用力の高い先限定するなどにより対応することとしております。

(10) オペレーショナルリスク

内部プロセス、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは機能しないこと、もしくは外生的な事象により損失が発生するリスクであり、例として以下のようなリスクがあります。

当行は、対応策として、適切なリスク管理を行うため、各都店にオペレーショナル・リスクオフィサーを設置するほか、リスクが顕在化したときのレポートなど適切な態勢を整備することとしております。

事務リスクについて

当行は、役職員が正確な事務を怠るか、又は事故・不正等が発生することにより損失を被る事務リスクを負っております。当行は、対応策として、これまでも事務手続における相互チェックの徹底、教育・研修の実施をはじめ、事務リスクの軽減・防止に努めてきましたが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

システムリスクについて

当行の情報システムは、日々の当行事業の根幹を成し、その信頼性は必要不可欠なものとなっております。当行は、日頃からシステムの安定的な稼働の維持に努めるとともに、コンティンジェンシープランを作成し、不測の事態に際しても迅速かつ安全に業務継続可能な体制整備を行っております。

但し、地震及びその他の自然災害、人為的ミス、事故、停電、外部からの不正アクセス、コンピュータウィルス、通信事業者等第三者からの支援サービス喪失等の要因によってシステム障害又は誤作動等が発生する可能性があります。これらシステムリスクが顕在化した場合には、予期せぬ損失を生み、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) その他リスク

リスク管理方針及び手続が特定されていないリスク又は予期されていないリスクに十分に対応できない可能性について

当行は、信用リスク、投資リスク、市場リスク及び流動性リスクを含むあらゆるリスクに対応するためのリスク管理方針及び手続を策定し、実施してきております。それにもかかわらずリスクを特定、監視及び管理するための方針・手続は、十分に効果的ではない可能性があります。

これらのリスクを管理する際、適切に記録し、膨大な数の取引及び事象を検証する必要がありますが、かかる方針及び手続は一定の状況下では十分に有効ではない可能性があり、全ての予期されないリスクを管理するには十分に効果的ではない可能性があります。当行のリスク管理システムが不適切又は不十分である場合、当行は、信用リスク、投資リスク、市場リスク、流動性リスク及びその他のリスクの影響を受ける可能性があります。

金融機関に適用される法令を含むあらゆる法令の規制を受ける可能性について

当行は、銀行法の適用を受ける金融機関ではありません。しかしながら、現状において金融機関として、多くの規則に服し、また規制監督を受けております。当行は、有効な規制及び関連する規制リスク（法令、規制、政策、会計基準及び自主的行動規範の変更による影響を含む。）並びにその解釈及びその施行の影響を受け、業務を行っております。

法令、規制、政策、会計基準、自主的行動規範又は財務上若しくはその他の方針の将来における進展又は変更及びそれらの影響は、完全には予測不可能であり、当行により制御しきれるものではなく、それらの影響を排除することはできないものであります。上記のいずれの変更も、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

格付低下及び市場関係者の当行に対する認識の変化に伴うリスクについて

格付けの低下や否定的な報道等により市場関係者の当行に対する認識が悪化した場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、既存取引の解約等を通じて、当行の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。なお、格付けの水準は、当行から格付機関に提供する情報の他、格付機関が独自に収集した情報に基づいており、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

業務範囲の拡大に伴うリスクについて

当行は、DBJ法第3条に定める範囲内において、新たな業務を手がけることが可能であります。しかしながら、新たに拡大した業務で発生するリスクについては、当行は限定された知識・経験しか有しておらず、予期せぬリスクが生じた場合には十分な対応策を講じることができない可能性があります。その結果、当行が当該業務範囲において事前に予想していた成果を達成できず、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

例えば、日本経済・産業・企業のグローバル化への対応として、海外業務への取組を進める中で、同業務の範囲の拡大による外貨建資産・負債に係る金利及び為替リスク、現地の税制・規制の変更リスク、社会・政治・経済情勢が変化するリスク、海外業務に精通した職員の確保・育成に伴う時間的な制約のリスク等に直面する可能性があります。

その結果、事前に想定していた成果を達成することができない可能性があります。

金融市場における競合・競争について

当行は、「一般金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励すること」という旧DBJの目的とは異なり、「出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融资機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること」という目的を掲げております。

現在、一般金融機関は、シニアローン等を中心に提供する商業銀行と、メザニン・エクイティを提供するプライベート・エクイティ・ファンドや一部投資銀行などに二分化されております。

当行は、両者の提供するサービスを一体的かつ相応の規模をもって提供できることが差別化要因であり、またシニアローンを中心とした銀行とは適切なリスクシェアを行うことができるモデルであることから、メガバンク等との競争に巻き込まれにくいビジネスモデルを標榜しておりますが、国内、国外を問わず金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっております。

こうした中、2015年5月20日に公布・施行された平成27年改正法においては、危機対応業務及び特定投資業務に関する措置を講ずる間、当行に対し、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを義務付けております。

当行としましては、平成27年改正法の趣旨を踏まえ、適正な業務運営を実施して参りますが、金融市場における競合・競争が当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

前連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）及び当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況は、以下のとおりであります。

経営成績等の概要

（金融経済環境）

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大によって個人消費を中心に需要が大きく減少し、多くの国で4～6月期に戦後最大級の落ち込みを記録しました。その後は、感染が一服したことで経済も持ち直しに転じましたが、感染再拡大ペースの違いもあり、景気回復にはばらつきが見られました。感染を封じ込んだ中国は、経済もいち早くかつ急速に回復しました。米国も、追加経済対策やワクチン接種の進展により着実に持ち直しましたが、10月以降に感染が大きく拡大した欧州は、持ち直しの動きに足踏みが見られました。

我が国では、4～6月期の実質GDPはリーマン危機を超える前期比8%の減少となりましたが、その後は持ち直しました。2021年1月には感染再拡大により2度目の緊急事態宣言を迎えましたが、落ち込みは限定的となりました。個人消費は、4月の緊急事態宣言で大きく減少した後、繰越需要などにより持ち直しましたが、旅行、外食などのサービス分野は厳しい状況が続きました。輸出は、海外経済の回復に伴い5月を底に持ち直しました。企業収益は、運輸・郵便、宿泊・飲食サービスでは赤字が続いたものの、4～6月期を底に持ち直し、設備投資もやや遅れて年末から持ち直しました。

消費者物価（生鮮食品、消費税などの影響を除く。）は、原油価格の変動やGo Toトラベルなどの影響はありましたが、概ね横ばいで推移しました。

金融面では、政府の大規模経済対策や日銀の「新型コロナ対応特別オペ」などの資金繰り支援が実施され、銀行貸出は4～6月期に急増しましたが、7月以降の資金需要は多くの産業で一服しました。長期金利は、感染拡大の中で年度初めに0%前後に低下しましたが、景気持ち直しに加えて米金利上昇の影響もあり、3月にかけて0.1%前後に上昇しました。

為替レートは、年度初めの1米ドル＝107円台から、米国の金利低下による金利差縮小や感染再拡大への懸念などにより1月に102円台まで円高になりましたが、2月以降は米長期金利が上昇し、年度末には110円台まで円安が進みました。

日経平均株価は、2020年3月を底に上昇が続きました。4月は18,000円前後でスタートしましたが、政府・日銀の対策や世界的な景気持ち直しを受けて2月には一時1990年8月以来の30,000円台を付け、年度末は29,000円台で終わりました。

（企業集団の事業の経過及び成果）

<2020年度の概況について>

当行は、2008年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、当事業年度の概況は、以下のとおりとなりました。なお、以下の融資業務、投資業務、コンサルティング/アドバイザー業務における金額は当行単体の数値を記載しております。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス、メザンファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当事業年度における融資額は5兆4,842億円となりました。

なお、危機対応業務による融資額につきましては、以下の<危機対応業務について>をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、長期的視点に基づき適切に対応して参りました。また、当行は、2015年5月20日に公布・施行された平成27年改正法に基づき、我が国の企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本性資金・メザン等）の供給を時限的・集中的に強化する取組として、2013年3月に創設した競争力強化ファンドを承継し、特定投資業務を開始しております。これらの取組も含め、当事業年度における投資額は3,025億円となりました。

コンサルティング/アドバイザー業務におきましては、旧DBJより培って参りましたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行って参りました。当事業年度における投融資関連手数料及びM&A等アドバイザーフィーは計134億円となりました。

また、当行は、新型コロナウイルス感染症による被害に対し万全の対応を図るべく、2020年3月16日付で「新型コロナウイルス感染症特別対策本部」を、2021年3月24日付で「危機対応業務特別対応室」を設置いたしました。当行は、これまでも金融危機や震災をはじめとする大規模災害等に対処する資金供給を行うとともに、当該業務を通じて培ったネットワークやノウハウをもとに、事業者の皆様を支援する取組を行って参りました。これまで培ってきた経験やノウハウを活用することにより、被害を受けた事業者の皆様に対し迅速かつ適確な支援体制を一層強化して参ります。

なお、当行におきましては、企業価値向上に向け、収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化等に取り組んできております。

収益力の強化につきましては、複数の投資案件のEXIT等による利益の確保等もあり、以下のとおりの実績となっております。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	比較
連結業務粗利益	1,104	1,292	187
経常利益	789	730	58
親会社株主に帰属する当期純利益	504	452	52
連結総自己資本比率	17.37%	16.79%	0.57%
連結普通株式等Tier1比率	17.26%	16.65%	0.60%

自己調達基盤の拡充に関しましては、社債発行では、3年公募債、5年公募債及び10年公募債を中心とする四半期毎の定例発行を柱としつつ、市場動向や投資家需要に応じて超長期年限を含むスポット債を発行、またMTNプログラムに基づき外貨建て社債も発行（当事業年度における社債（財投機関債）による調達額6,187億円）するなど、取組を強化しております。特に、外貨建て社債に関しましては、社会的責任投資債市場の拡大と投資家ニーズの多様化を捉え、2020年10月及び2021年3月に、DBJ環境格付融資、DBJ Green Building認証制度による認証付与物件向け融資、再生可能エネルギープロジェクト向け融資等に資金使途を限定したDBJサステナビリティボンドの6度目及び7度目の発行にも取り組んでおります。更に、資金調達の多様化の一環として地域金融機関からのシンジケート・ローンをはじめ、借入による資金調達も継続的に実施しております（当事業年度における財政投融資を除く借入による調達額2兆4,791億円）。

また、ガバナンスにつきましては、平成27年改正法において、新たに特定投資業務や他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたこと等から、取締役会の諮問機関として、「特定投資業務モニタリング・ボード」を定期的に開催するとともに、以前より設置していた「アドバイザー・ボード」を改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、その強化を図っております。

< 危機対応業務について >

当行は、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において必要な資金を供給すべく、政府が指定する金融機関（指定金融機関）として、2008年10月1日より危機対応業務を開始し、同年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応を実施しました。

大規模災害等への対応としましては、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」や「平成28年熊本地震」において、震災発生以降、インフラ復旧や地場企業向けに支援を行っております。

また、2020年3月19日には「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定されており、同事案による影響を受けた事業者への支援を開始しております。

なお、当行は、平成27年改正法に基づき、当分の間、危機対応業務を行う責務を有することとなっております。

危機対応業務の運営につきましては、危機認定が継続している場合であっても、危機事案に起因する事象が解消した段階で、その事案に関する危機対応業務は実施しないこととしております。

「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」や「東日本大震災に関する事案」、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」等の危機対応業務への取組による2021年3月末における同業務の実績は、以下のとおりとなっております。

融資額：8兆4,479億円（1,494件）

- （注1） 2008年12月以降の危機対応業務としての累計融資額であり、同時点までに株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）からの信用供与を受けた金額であります。当事業年度における融資額は2兆2,293億円（341件）です。なお、2021年3月末における残高は2兆8,057億円であります。
- （注2） 「東日本大震災」に関する累計融資額は2兆7,914億円（178件）です。
- （注3） 「新型コロナウイルス感染症」に関する累計融資額は2兆2,318億円（345件）です。
- （注4） リスク管理債権残高の危機対応業務に係る残高に対する比率は0.011%です。

損害担保：4,153億円（162件）

- （注1） 日本公庫より損害担保による信用の供与を受けた融資額及び出資額の合計金額であります。なお、日本公庫への申し込み予定のものを含んでおります。当事業年度における融資額は1,470億円（115件）です。なお、2021年3月末における残高は1,469億円であります。
- （注2） 「東日本大震災」に関する融資額は19億円（7件）です。
- （注3） 「新型コロナウイルス感染症」に関する融資額は1,470億円（115件）です。
- （注4） 当行の取引先であるマイクロンメモリジャパン合同会社（旧エルピーダメモリ株式会社）に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しております。損害担保取引に係る契約を締結している当社に対する債権等としては、危機対応業務の実施による損害担保契約付融資額100億円のほか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に定める認定事業者に対する出資額284億円（記載金額に利息、損害金等は含まれておりません。）があり、当行は日本公庫に対し、損害担保補償金合計277億円を請求し、既に支払いを受けております。
- （注5） 損害担保取引に係る契約に基づき、当事業年度において、当行が日本公庫より受領した補償金はありません。また、補償金の支払いを受けた債権について、当事業年度において、元本に係る回収等を行い、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付（以下「回収納付」）した金額はありません。

C P購入額：3,610億円（68件）

- （注1） 2009年1月以降の危機対応業務としての累計C P購入額になります。なお、2021年3月末における残高はありません。
- （注2） 2010年度以降における取組実績はありません。

<2020年度（第13期）事業計画における実施方針に基づく危機対応業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化を受け、2020年度（第13期）事業計画において、危機対応業務の実施方針（以下「危機対応実施方針」という。）を定めており、当事業年度においては、当該危機対応実施方針に基づきセーフティネット機能を発揮すべく、適切に対応しております。

株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生時における対応の状況に関する事項

危機対応業務につきましては、東日本大震災や平成28年熊本地震にかかる危機等に加え、前事業年度において新たに危機認定された、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」についても対応を開始しております。

なお、今後、新たな危機認定事案が発生した場合には、相談窓口を設置するなど、危機対応実施方針に基づいて体制を整備し、速やかに対応を行って参ります。

危機認定事案につきましては、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化の趣旨を十分に踏まえ、過去の対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、引き続き指定金融機関として適時適切に対応して参ります。なお、危機対応にかかる取組実績については、上述の<危機対応業務について>をご参照ください。

株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生に備えた取組の状況に関する事項

当事業年度においては、平成27年改正法による危機対応業務の責務化の趣旨を踏まえ、所要の規程改正や相談窓口の設置などの体制整備等を実施しております。また、それらの情報等については、当行内の連絡機会等を通じ各投融資業務担当部等にて周知徹底するなどの取組を実施してきております。

なお、当行は、2021年3月末時点において累計で112の金融機関と業務提携を締結しており、これらのネットワークを活かし、危機対応業務を含めた業務全般にかかる情報交換等を積極的に行っております。

その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

危機対応業務に関しましては、これまで受けた2,065億2,900万円の政府出資等により、必要な財務基盤を確保しながら、危機対応実施方針に基づき、適確に業務を執行してきております。当事業年度における業績の概要については、<当連結会計年度業績の概要>をご参照ください。

<特定投資業務について>

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられております。

係る特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、2013年3月に当行が自主的な取組として設立した「競争力強化ファンド」を強化させるものと考えております。当行としましては、休眠技術の活用や新たな連携の促進といった企業活動を引き続き支援するとともに、特に地域活性化や企業の競争力強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務の2021年3月末における投融資決定の実績としては、取組開始からの累計として、9,315億円（132件）となっております。なお、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条に定める業務別収支計算書については、「第2 事業の状況」「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「(1) 経営成績等の状況の概要」「(参考) 特定投資業務に係る業務別収支計算書<単体>」をご参照ください。

なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するための体制整備として、金融資本市場や産業界など以下の社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置しております。なお、当事業年度におきましては、2回開催しております。

社外有識者（五十音順、敬称略、2021年3月末時点）

岩本 秀治（一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事）
奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）
中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役会長）
山内 孝（マツダ株式会社相談役）
横尾 敬介（株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO）

また、政府における「（株）日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会」（2019年10月3日第1回開催、同年11月26日第4回開催（とりまとめ））での議論等を踏まえ、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（令和2年法律第29号。以下、「令和2年改正法」という。）が2020年5月22日に公布・施行されております。令和2年改正法においては、特定投資業務について、以下のとおり所要の措置を講ずることとされています。

- （1）投資決定期限及び政府による出資期限を2021年3月31日から2026年3月31日まで延長。
- （2）業務完了期限を2026年3月31日から2031年3月31日まで延長。

<2020年度（第13期）事業計画における実施方針に基づく特定投資業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法により、民間による成長資金の供給の促進を図る目的で新たに特定投資業務が措置されたことを受け、2020年度（第13期）事業計画において、特定投資業務の実施方針（以下「特定投資実施方針」という。）を定めており、当事業年度においては、当該特定投資実施方針に基づき適切に対応を行い、成長資金の供給機能の発揮に努めております。

特定投資業務の実施に係る基本的な方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項

特定投資業務につきましては、民間による成長資金の供給の促進を図るため時限的に講じられているものであることを踏まえ、特定投資実施方針に基づき、民業の補完または奨励の徹底、民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用及び民間を中心とした資本市場の活性化の促進、「成長戦略フォローアップ」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」などの地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる関係施策との適切な連携等に留意した業務運営を行い、投融資決定を行ってきております。特に地域向けの成長資金供給については、民間金融機関等との共同ファンドの組成（当事業年度においては8件（取組開始からの累計として32件）の共同ファンドを創設）等を通じた協働案件の発掘、組成によるノウハウシェアなどの連携の促進に努めております。なお、2021年3月末における特定投資業務の取組実績は、以下のとおりとなっております。併せて、上述の<特定投資業務について>もご参照ください。

特定投資業務の投融資決定の実績（2021年3月末現在）

9,315億円（132件）　うち投融資実績額8,932億円

- （注1）2021年3月末時点で、投融資実績額8,932億円に対して誘発された民間投融資額については総額5兆7,140億円となっており、民間金融機関・事業者・投資家等と協働した成長資金供給という目的に関し十分な達成が図られております。
- （注2）投融資決定した132件のうち、個別案件への投融資決定件数は100件、共同ファンドの組成決定件数は32件（共同ファンドからの投融資決定件数は148件）となっております。なお、2020年度の特定投資業務の実績については、当行のホームページに掲載しております。
（<https://www.dbj.jp/news/>）
- （注3）2021年3月末時点で、特定投資指針（平成27年財務省告示第218号）二(2) ア(ア)に定める成長資金に係る当行の供給比率が50%を超える個別案件への投融資決定件数は5件、共同ファンドからの投融資決定件数は1件あります。
- （注4）2021年3月末時点で、特定投資指針（平成27年財務省告示第218号）二(2) ア(イ)に定める議決権に係る当行の割合が50%を超える個別案件への投融資決定件数は2件あります。
- （注5）エグジットまたは完済となったのは、個別案件への投融資決定案件で累計9件あります。

一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の補充又は奨励に係る措置の実施状況に関する事項

当事業年度においては、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して率先して資金供給を行うこと、また、民間金融機関等からの出資等による資金を出来るだけ多く確保し協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくことなど、民業の補充または奨励に徹することについて、当行内の連絡機会等を通じ、各投融資業務担当本店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組の状況に関する事項

民間金融機関等との協働による成長資金供給につき、平成27年改正法等を踏まえ講じた所要の規程や体制に基づき、適切に取り組んできております。

また、当行は、2021年3月末時点において累計で112の金融機関と業務提携を締結しております。民間金融機関等とは、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成（当事業年度においては、特定投資業務として4件の共同ファンドを創設）等を通じて成長資金供給にかかるノウハウの共有や人材育成等に積極的に取り組んでおります。

特定投資業務の実施状況に係る評価及び監視の結果を踏まえた対応の状況に関する事項

当事業年度に開催した「特定投資業務モニタリング・ボード」においては、特定投資業務に関して、共同ファンド経由の地方案件や、イノベーションの促進に資する案件の積み上げ等が進んでいる点につき評価いただいたほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援も含めリスクマネー供給に一層努められたいとの意見がありました。これを踏まえ、地域案件について地域金融機関との共同ファンド経由の案件等を通じ、リスクマネー供給等に係るノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成、地域のモデル案件の横展開を進めるとともに、当行が知見を有する産業分野での適切な事業性評価やリスクシェアの工夫等を通じて、民間金融機関等との協調によるリスクマネー供給拡大に努めて参ります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対しても、特定投資業務を活用しつつ、民間金融機関等との協調にも配慮しながら、その迅速かつ着実な回復・成長の支援に努めて参ります。

なお、第12回会合も2021年6月9日に開催したところであり、その議論等につきましても、今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、当事業年度においては、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会（会員の民間金融機関を含む。以下「民間金融機関及び協会」という。）との間で、それぞれ2回（計6回）の意見交換会を実施しており、これを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」で実施しております。

なお、民間金融機関及び協会とは、2021年5月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」第12回会合において行ったところであり、その議論等については今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

< 他の事業者との間の適正な競争関係の確保について >

当行が2008年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関として「アドバイザー・ボード」を設置しておりましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行って頂くこととしております。なお、当事業年度におきましては、2回開催しております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

社外有識者（五十音順、敬称略、2021年3月末時点）

秋池 玲子（株式会社ポストン・コンサルティング・グループ日本共同代表）
奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）
釜 和明（株式会社I H I 特別顧問）
中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役会長）
根津 嘉澄（東武鉄道株式会社代表取締役社長）

社外取締役

三村 明夫（日本製鉄株式会社名誉会長）
植田 和男（共立女子大学ビジネス学部長 教授）

< 2020年度（第13期）事業計画における他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針に基づく業務の実施状況について >

他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に基づく業務の実施状況

2020年度（第13期）事業計画に基づき、市場規律をゆがめたり、徒な規模拡大がなされないよう留意するなど、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に向け、適切に業務を運営しております。

また、業務提携を締結している金融機関とのネットワークを活用し、当行の業務全般について情報交換等を常に行うことで、投融資等の協働等につながるようリレーションの強化にも努めております。

一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組の状況に関する事項

当行業務運営における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の業務の実施状況を検証するため、当事業年度においては、民間金融機関及び協会との間で、計6回の意見交換会を実施しております。

意見交換会においては、適正な競争関係の観点で概ね問題はなく、連携・協働事例が多く実現されている点を評価する意見や、当意見交換会の取組を評価し、現場レベルでの交流機会の一層の増加を期待する意見がありました。連携・協働に関しては、今後の事業者の財務基盤強化ニーズに対応するためのさらなる連携・協働の強化、勉強会等を通じたナレッジの提供やより一層のコミュニケーションを通じた地域金融機関への投融資機会等の情報提供に対する期待が寄せられた他、引き続き市場レートを意識したプライシング等に留意し、適正な競争関係の確保に努めて欲しい旨の意見も寄せられました。今後も、地域毎のきめ細かな情報提供等を通じた民間金融機関との協働の推進と、市場規律を意識した業務運営に努めて参ります。

また、当事業年度に開催した「アドバイザー・ボード」においては、主に、地域金融機関が取り組みやすい商品設計や機関投資家等からの資金供給促進を通じて市場活性化に向けて取り組むことや、新型コロナウイルス感染症の地域への影響を踏まえた地域金融機関と協働した課題解決へ取り組むことを期待する旨の意見等が寄せられました。これらを踏まえ、地域金融機関との一層の協調に加えて、リスクマネー供給等に係る積極的なノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成や地域のモデル案件の横展開に努めていくとともに、より一層適切にモニタリングし、今後も意見交換会の実施等を通じて民間金融機関との協調や適正な競争関係に配慮した取組を推進することとしております。

なお、民間金融機関及び協会とは、2021年5月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を、2021年6月に開催する「アドバイザー・ボード」において行う予定であり、その議論等につきましても今後適時適切に業務運営へ反映させて参ります。

その他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組の実施状況に関する事項

2020年度（第13期）事業計画に基づき、民間金融機関やファンド等多様な金融機関との連携強化を引き続き推進しております。

具体的には、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継等にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成等を通じた連携に取り組んでいるほか、これまでに構築したネットワーク（2021年3月末時点において累計で112の金融機関と業務提携を締結等）を活用して、地域金融機関との間でPPP/PFIセミナーを共催するなど、様々な分野で情報交換等を行うことで、投融資等の協働機会の創出や各地域金融機関が注力する業務分野に応じた新たな業務提携の促進に努めております。

<地域活性化に関する取組の強化について>

地域においては、人的資本関連では、地方から東京圏への人口流出に歯止めがかからず、地域経済の弱体化に拍車がかかる事態となっています。また、社会資本関連では、高度成長期以降に整備したインフラが、今後一斉に老朽化し、地域の各自治体の財政を圧迫する要因になることが予想される一方、近年、大規模自然災害が増加傾向にあります。加えて、産業資本関連では、大企業等の生産現場の海外移転や、中小企業等の生産性向上投資不足、事業再編等に繋がるM&Aの不足等、地域産業衰退等への対応が課題となっています。

係る状況下、当行は、地域のパートナーとして、「地域と東京」、「地域と地域」、「地域とグローバル」を「繋げる」ことで価値を生み出すこと、リスクマネーやコンサルティング機能等を活用した「課題解決」にフォーカスすることの2点を念頭に、地方創生・地域活性化を支援しています。

ナレッジ提供面では、これまで（1）交流人口増加、（2）地域資源の有効活用、（3）官民連携支援の観点から、具体的には、以下の調査・支援業務等に取り組んできました。

（1）に関しては、観光地域づくり法人（DMO）支援、アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査（2012年より9年連続で実施、2015年からは公益財団法人日本交通公社と共同で実施）、「スポーツ」を活かしたまちづくりに関する支援や書籍出版（これからの街づくりの中核施設として、複合的な機能を組み合わせたサステナブルな交流施設を「スマート・ベニュー®」という概念で提唱等）等に取り組んできました。

（2）に関しては、地域商社形成、地域伝統ものづくり産業活性化へ向けた調査・支援、公有資産マネジメント支援、学校跡地活用、庁舎再編整備等を契機としたエリアマネジメント支援、都市におけるグリーンインフラの推進とグリーン・ファイナンス等、地域活性化への提言（国交省が2020年3月に設立した「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」に当行も参画し、運営委員、金融部会長に就任）、上下水道事業や森林分野の問題解決等へ向けた調査・提言、地域公共交通調査（「乗合バスへの運賃プール適用」に関するレポート発行等）、古民家（歴史的建造物）再生支援、「地域の人手不足対応」に関するレポート発行等に取り組んできました。

（3）に関しては、関係省庁（内閣府・国交省・総務省・文科省・厚労省等）や株式会社民間資金等活用事業推進機構等との緊密な協働による各種情報発信や地域プラットフォーム形成支援、地方公共団体、地域金融機関等を対象にした「PPP/PFI大学校」、「PPP/PFIセミナー」開催による当該分野の普及啓発、PFI法20周年企画（2019年はPFI法施行から20周年の節目であったことから、PPP/PFIの過去の総括とともに今後の方向性を展望するべく、外部有識者会議での議論も含め多面的に検討を実施したもの）等、PPP/PFIの活用拡大を一層推進してきました。

一方、2020年に入って以降の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域においては、交流人口の激減など大きな影響が及ぶ一方、テレワークの普及や人々の意識・価値観の多様化等、新たなチャンスも生まれています。こうした中、当行では、新型コロナウイルス感染症による影響には企業や人々の履歴効果（一時的に生じた出来事が長期に亘って企業や個人の行動に影響を及ぼし続けること）等から不可逆的な要素も多いであろう「ウィズ・コロナ」の前提のもと、今後の地域創生のあり方を多面的に検討すべく、各界を代表するメンバーで構成される有識者会議を設営して整理・取り纏めを進め、2021年3月に「ウィズ・コロナにおける地域創生のあり方検討企画」有識者会議による提言として公表しました。

ファイナンス面では、地域金融機関等と協働しファンド組成を通じたりリスクマネー供給に係る取組を推進していることに加えて、特定投資業務においても、「地域経済の自立的発展」を達成すべき政策目的としており、リスクマネー供給の観点での地域活性化にも積極的に取り組んでおります。

近年、全国各地で連続して大きな被害をもたらす災害が発生していることから、全国に所在する支店・事務所ならびに本店関係部の密接な連携により、地域の災害対策に係る適切な初動対応を行うべく、2018年度に「地域復興対策本部」を設置いたしました。また、初動対応時における被災事業者の緊急的な資金需要に対して機動的かつ迅速に対応すべく、「地域緊急対策プログラム」を創設する等、被災地域の復旧・復興支援に取り組んでおります。2020年度においては、令和2年7月の大雨、2021年2月13日に福島県沖を震源として発生した地震に係る災害相談窓口を設置し、災害に伴う設備資金及び事業資金等の復旧資金の相談に対する受入体制を整えております。当行は各地域金融機関と連携しながら、同窓口へ寄せられた相談や資金需要に対応しております。さらに当行は、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等への対応に際し、地域経済の発展に寄与することを

目的とし、全国の複数の地域金融機関と「災害対策業務協力協定」を締結しており、事業者等に対する円滑な金融機能の発揮や事業者等に対するコンサルティング機能の発揮を目指します。

< 当連結会計年度業績の概要 >

以上のような事業の経過のもと、当連結会計年度の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部合計につきましては、21兆2,218億円（前連結会計年度末比3兆5,281億円増加）となりました。このうち貸出金は14兆7,571億円（同比2兆3,411億円増加）となりました。

負債の部につきましては、17兆5,184億円（同比3兆2,588億円増加）となりました。このうち、債券及び社債は6兆2,234億円（同比5,265億円増加）、借入金は10兆6,645億円（同比2兆5,935億円増加）となりました。また、支払承諾につきましては、4,466億円（同比1,793億円増加）となりました。

純資産の部につきましては、3兆7,034億円（同比2,693億円増加）となりました。この増加は、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益の計上が主な要因となっております。

なお当行は、2020年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日/2020年3月31日、配当金総額99億円、1株当たり228円、配当性向24.94%）を行っております。

また、当行単体及びファンドを通じて所有する上場有価証券等の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は407億円（同比164億円増加）となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は2,694億円（前連結会計年度比196億円減少）となりました。その内訳は、資金運用収益が1,594億円（同比100億円減少）、役務取引等収益が209億円（同比37億円増加）、その他業務収益が140億円（同比10億円減少）及びその他経常収益が750億円（同比123億円減少）となりました。

また、経常費用は1,963億円（同比137億円減少）となりました。その内訳は、資金調達費用が553億円（同比233億円減少）、役務取引等費用が6億円（同比3億円増加）、その他業務費用が92億円（同比30億円減少）、営業経費が567億円（同比4億円減少）及びその他経常費用が744億円（同比127億円増加）となりました。この結果、経常利益は730億円（同比58億円減少）となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については1,040億円（同比133億円増加）、役務取引等収支については202億円（同比34億円増加）、その他業務収支については48億円（同比20億円増加）となりました。なお、その他経常収支は6億円（同比251億円減少）と減益となりました。

これらにより、税金等調整前当期純利益は738億円（同比92億円減少）となりました。

また、法人税、住民税及び事業税328億円（同比12億円増加）、法人税等調整額58億円（益）（前連結会計年度は1億円（益））及び非支配株主に帰属する当期純利益15億円（前連結会計年度比5億円増加）を計上いたしました結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は452億円（同比52億円減少）となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは8,229億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは1,234億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは2,087億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末残高に比べて9,088億円増加し、2兆1,417億円となりました。

なお、貸出金等に関しましては、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施しております。その結果、「銀行法」に基づく当行連結ベースの開示債権（リスク管理債権）は1,124億円（前連結会計年度末比552億円増加）となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は0.76%（同比0.30ポイント上昇）となっております。

また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

国内・海外別収支

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	86,519	4,206	-	90,726
	当連結会計年度	100,745	3,319	-	104,065
うち資金運用収益	前連結会計年度	165,235	4,220	-	169,456
	当連結会計年度	156,092	3,330	-	159,422
うち資金調達費用	前連結会計年度	78,716	13	-	78,730
	当連結会計年度	55,346	10	-	55,357
役務取引等収支	前連結会計年度	17,044	1,878	2,081	16,841
	当連結会計年度	20,323	1,868	1,911	20,280
うち役務取引等収益	前連結会計年度	17,262	2,048	2,143	17,167
	当連結会計年度	20,839	2,025	1,941	20,922
うち役務取引等費用	前連結会計年度	218	170	62	326
	当連結会計年度	515	157	30	642
その他業務収支	前連結会計年度	2,856	1	-	2,854
	当連結会計年度	4,878	6	-	4,871
うちその他業務収益	前連結会計年度	15,158	6	-	15,165
	当連結会計年度	14,090	4	-	14,094
うちその他業務費用	前連結会計年度	12,302	7	-	12,310
	当連結会計年度	9,212	10	-	9,223

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。なお、当行には、海外店はありません。
3. 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別資金運用 / 調達の状況

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	14,843,500	165,235	1.11
	当連結会計年度	17,090,652	156,092	0.91
うち貸出金	前連結会計年度	12,398,888	136,293	1.10
	当連結会計年度	14,100,173	130,559	0.93
うち有価証券	前連結会計年度	2,114,571	22,468	1.06
	当連結会計年度	2,397,014	19,871	0.83
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	219,795	31	0.01
	当連結会計年度	495,597	120	0.02
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	110,246	109	0.10
	当連結会計年度	97,867	39	0.04
資金調達勘定	前連結会計年度	13,665,895	78,729	0.58
	当連結会計年度	15,938,566	55,357	0.35
うち債券	前連結会計年度	3,230,226	33,958	1.05
	当連結会計年度	3,451,674	21,743	0.63
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	166,857	72	0.04
	当連結会計年度	201,767	84	0.04
うち売現先勘定	前連結会計年度	79,146	60	0.08
	当連結会計年度	95,995	69	0.07
うち借入金	前連結会計年度	7,790,678	38,008	0.49
	当連結会計年度	9,566,733	29,008	0.30
うち短期社債	前連結会計年度	44,308	947	2.14
	当連結会計年度	26,236	62	0.24
うち社債	前連結会計年度	2,354,677	5,730	0.24
	当連結会計年度	2,596,159	4,504	0.17

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、期首及び期末の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	243,549	4,220	1.73
	当連結会計年度	220,068	3,330	1.51
うち貸出金	前連結会計年度	85,339	2,119	2.48
	当連結会計年度	77,836	1,539	1.98
うち有価証券	前連結会計年度	157,910	2,101	1.33
	当連結会計年度	141,842	1,791	1.26
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	298	0	0.22
	当連結会計年度	390	1	0.26
資金調達勘定	前連結会計年度	-	0	-
	当連結会計年度	-	0	-
うち債券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち売現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	0	-
	当連結会計年度	-	0	-
うち短期社債	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち社債	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

(注)「海外」とは、海外連結子会社であります。海外連結子会社については、平均残高は、期首及び期末の残高の平均に基づいて算出しております。なお、当行には、海外店はありません。

合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	15,087,049	169,456	1.12
	当連結会計年度	17,310,720	159,422	0.92
うち貸出金	前連結会計年度	12,484,227	138,413	1.11
	当連結会計年度	14,178,009	132,099	0.93
うち有価証券	前連結会計年度	2,272,481	24,569	1.08
	当連結会計年度	2,538,856	21,663	0.85
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	219,795	31	0.01
	当連結会計年度	495,597	120	0.02
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	110,545	108	0.10
	当連結会計年度	98,257	38	0.04
資金調達勘定	前連結会計年度	13,665,895	78,730	0.58
	当連結会計年度	15,938,566	55,357	0.35
うち債券	前連結会計年度	3,230,226	33,958	1.05
	当連結会計年度	3,451,674	21,743	0.63
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	166,857	72	0.04
	当連結会計年度	201,767	84	0.04
うち売現先勘定	前連結会計年度	79,146	60	0.08
	当連結会計年度	95,995	69	0.07
うち借入金	前連結会計年度	7,790,678	38,009	0.49
	当連結会計年度	9,566,733	29,008	0.30
うち短期社債	前連結会計年度	44,308	947	2.14
	当連結会計年度	26,236	62	0.24
うち社債	前連結会計年度	2,354,677	5,730	0.24
	当連結会計年度	2,596,159	4,504	0.17

国内・海外別役務取引の状況

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	17,262	2,048	2,143	17,167
	当連結会計年度	20,839	2,025	1,941	20,922
うち貸出業務	前連結会計年度	9,584	-	-	9,584
	当連結会計年度	13,118	-	-	13,118
うち保証業務	前連結会計年度	734	-	-	734
	当連結会計年度	864	-	-	864
役務取引等費用	前連結会計年度	218	170	62	326
	当連結会計年度	515	157	30	642

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありません。
 3. 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

該当事項はありません。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	12,344,641	100.00	14,683,489	100.00
製造業	2,264,658	18.35	3,068,500	20.90
農業，林業	11	0.00	8	0.00
漁業	35	0.00	20	0.00
鉱業，採石業，砂利採取業	48,959	0.40	191,113	1.30
建設業	41,499	0.34	51,652	0.35
電気・ガス・熱供給・水道業	3,201,517	25.93	3,132,796	21.34
情報通信業	300,776	2.44	251,239	1.71
運輸業，郵便業	2,298,261	18.62	3,178,211	21.64
卸売業，小売業	658,046	5.33	994,097	6.77
金融業，保険業	456,008	3.69	474,839	3.23
不動産業，物品賃貸業	2,800,390	22.69	3,008,569	20.49
各種サービス業	260,283	2.11	318,884	2.17
地方公共団体	14,106	0.11	13,432	0.09
その他	86	0.00	122	0.00
海外及び特別国際金融取引勘定分	71,343	100.00	73,641	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	71,343	100.00	73,641	100.00
合計	12,415,985	-	14,757,131	-

（注）１．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

２．「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	134,664	-	-	134,664
	当連結会計年度	129,047	-	-	129,047
地方債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
短期社債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
社債	前連結会計年度	830,952	-	-	830,952
	当連結会計年度	812,512	-	-	812,512
株式	前連結会計年度	687,020	-	-	687,020
	当連結会計年度	822,641	-	-	822,641
その他の証券	前連結会計年度	567,798	153,832	-	721,630
	当連結会計年度	641,774	129,852	-	771,626
合計	前連結会計年度	2,220,436	153,832	-	2,374,268
	当連結会計年度	2,405,975	129,852	-	2,535,827

（注）1．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2．「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

3．「その他の証券」には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものを含んでおります。

(参考)

特定投資業務に係る業務別収支計算書 < 単体 >

当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)

(単位: 百万円)

科 目	特定投資業務	特定投資業務 以外の業務	合 計
経常収益	27,414	211,337	238,752
資金運用収益	9,934	150,527	160,461
役務取引等収益	4,724	10,301	15,026
その他業務収益	-	14,095	14,095
その他経常収益	12,755	36,412	49,168
経常費用	5,962	162,546	168,508
資金調達費用	-	53,720	53,720
役務取引等費用	32	410	442
その他業務費用	-	8,901	8,901
営業経費	2,361	50,620	52,982
その他経常費用	3,568	48,893	52,461
経常利益	21,452	48,791	70,243
特別利益	-	677	677
特別損失	-	292	292
税引前当期純利益	21,452	49,175	70,628
法人税等合計	5,715	16,677	22,393
当期純利益	15,736	32,498	48,234

(注記)

1. 業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況及び、当該事業年度の末日において特定投資業務に係る利益又は損失としてその他利益剰余金を特定投資剰余金に振り替える額の算定の過程を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2. 重要な会計方針」のとおりである。

2. 重要な会計方針

(整理方法)

(1) 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。

() 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び期末の平均残高の額の比率により配分。

() 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額を平均したものをいう。）を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額を平均したものをいう。）で除して得た比率を乗じて得た額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係

る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。

() その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る営業経費及びこれに類する費用(特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。))及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

() その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る収益(特定投資業務に直接整理できるものを除く。)特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

() 法人税等合計(特定投資業務に係る税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法(昭和40年法律第34号)第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。

() 外貨建資産に係る為替差損益(特定投資業務のうち外貨建てで資産を計上しているものについては、当該業務に関する為替差損益を特定投資業務以外の業務に整理。

(2)(1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

(参考)

業務別収支計算書及び注記に係る監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 日本政策投資銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 篤行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣 印

監査意見

当監査法人は、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（以下「省令」という。）附則第2条第3項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の業務別収支計算書及び注記（以下併せて、「計算書」という）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書が、全ての重要な点において、省令附則第2条第1項に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項-計算書の作成の基礎

計算書は、株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の19の規定により、財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、省令附則第2条第1項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、省令附則第2条第1項に準拠して計算書を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書の注記事項が適切でない場合は、計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書の表示及び注記事項が、省令附則第2条第1項に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

その他の事項-会社法に基づく監査報告

株式会社日本政策投資銀行は、上記の計算書のほかに、2021年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書を作成しており、当監査法人は、これらに対して2021年5月11日に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 計算書は、株式会社日本政策投資銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度に係る財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記には含まれておりません。

3. 計算書は、有限責任監査法人トーマツによる会社法第436条第2項第1号及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明の対象ではありません。

(自己資本比率の状況)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

なお、本表は、全国銀行協会の雛形を参考にした表示としております。

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しており、マーケット・リスク規制は導入していません。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成31年金融庁告示第11号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2021年3月31日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	16.79
2. 連結Tier 1比率(5/7)	16.66
3. 連結普通株式等Tier 1比率(6/7)	16.65
4. 連結における総自己資本の額	36,593
5. 連結におけるTier 1資本の額	36,298
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	36,279
7. リスク・アセットの額	217,874
8. 連結総所要自己資本額	17,429

連結レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位:%)

	2021年3月31日
連結レバレッジ比率	17.50

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2021年3月31日
1. 単体総自己資本比率(4/7)	16.01
2. 単体Tier 1比率(5/7)	15.89
3. 単体普通株式等Tier 1比率(6/7)	15.89
4. 単体における総自己資本の額	36,417
5. 単体におけるTier 1資本の額	36,125
6. 単体における普通株式等Tier 1資本の額	36,125
7. リスク・アセットの額	227,331
8. 単体総所要自己資本額	18,186

(資産の査定)

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会に報告しております。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2020年3月31日	2021年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4	345
危険債権	299	470
要管理債権	269	310
正常債権	127,518	151,926

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、当行グループにおける業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。なお、文中に将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(ア) 経営成績の分析

損益の状況<連結>

当連結会計年度では、資金利益については、貸出金残高の増加等により1,040億円（前連結会計年度比133億円増加）、役務取引等利益については、投融資関連手数料収入の増加により202億円（同比34億円増加）となったこと等から、連結業務粗利益は1,292億円（同比187億円増加）となりました。営業経費は567億円（同比4億円減少）となり、連結業務純益（一般貸倒引当金繰入前）は724億円（同比192億円増加）、連結業務純益（一般貸倒引当金繰入後）も627億円（同比150億円増加）となりました。

臨時損益については、マクロ経済低迷の影響等により、（ ）不良債権処理額が156億円（同比156億円減少）、（ ）ファンド関連損益が96億円（同比125億円減少）、（ ）持分法による投資損益が69億円（同比114億円減少）となった一方で、前期計上した償却損失が剥落した株式等関係損益が144億円（同比294億円増加）となったこと等から、合計で103億円（同比209億円減少）となり、経常利益は730億円（同比58億円減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は452億円（同比52億円減少）となりました。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結業務粗利益	1,104	1,292	187
資金利益	907	1,040	133
役務取引等利益	168	202	34
その他業務利益	28	48	20
営業経費	571	567	4
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	532	724	192
一般貸倒引当金繰入額(は繰入)	55	97	41
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	476	627	150
臨時損益(は費用)	313	103	209
不良債権関連処理額	0	156	156
貸倒引当金戻入益・取立益等	101	4	96
株式等関係損益(注)1	149	144	294
持分法による投資損益	45	69	114
その他	315	180	135
うちファンド関連損益(注)2	221	96	125
経常利益	789	730	58
特別損益	40	7	33
税金等調整前当期純利益	830	738	92
法人税等合計	315	269	45
当期純利益	515	468	47
非支配株主に帰属する当期純利益	10	15	5
親会社株主に帰属する当期純利益	504	452	52

(注) 1. 株式等関係損益 = 投資損失引当金戻入益(繰入額) + 株式等償却() + 株式等売却益(売却損) + 株式等償還益

2. ファンド関連損益 = ファンド関連利益 + ファンド関連損失()

ROA、ROE <連結>

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	単位(%)	単位(%)
ROA(親会社株主に帰属する当期純利益比)	0.29	0.23
ROE(親会社株主に帰属する当期純利益比)	1.51	1.27

与信関係費用<連結>

当連結会計年度では、一部の取引先の業況悪化等により、一般貸倒引当金繰入が97億円、個別貸倒引当金繰入が142億円となったこと等により、与信関係費用は全体で249億円の損失計上となりました。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	金額(億円)	金額(億円)
与信関係費用()	45	249
貸倒引当金繰入()・戻入	17	239
一般貸倒引当金繰入()・戻入	55	97
個別貸倒引当金繰入()・戻入	38	142
偶発損失引当金繰入()・戻入	-	-
貸出金償却()	2	14
償却債権取立益	62	4
貸出債権売却損()益	2	0

株式・ファンド関係損益<連結>

当連結会計年度では、ファンド関連損益が減少したものの、前連結会計年度に計上した株式等償却の剥落に加え、株式等売却益の増加により、株式・ファンド関係損益は241億円となり、前連結会計年度を上回る利益水準となりました。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	金額(億円)	金額(億円)
株式・ファンド関係損益	72	241
株式等関係損益	149	144
投資損失引当金繰入()・戻入	0	0
株式等償却()	327	93
株式等売却損()益	100	234
株式等償還益	77	3
ファンド関連損益	221	96
ファンド関連利益	275	224
ファンド関連損失()	53	127

(イ) 財政状態の分析
貸借対照表<連結>

	前連結会計年度末 (2020年3月末)	当連結会計年度末 (2021年3月末)	比 較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部合計	176,936	212,218	35,281
現金預け金	12,989	21,878	8,888
有価証券	23,742	25,358	1,615
国債	1,346	1,290	56
社債	8,309	8,125	184
株式	6,870	8,226	1,356
その他の証券	7,216	7,716	499
貸出金	124,159	147,571	23,411
有形固定資産	4,234	4,274	40
支払承諾見返	2,673	4,466	1,793
貸倒引当金	355	578	223
その他	9,492	9,248	244
負債の部合計	142,596	175,184	32,588
債券・社債	56,968	62,234	5,265
借入金	80,709	106,645	25,935
その他	4,917	6,304	1,386
純資産の部合計	34,340	37,034	2,693
資本金	10,004	10,004	-
危機対応準備金	2,065	2,065	-
特定投資準備金	8,480	13,680	5,200
特定投資剰余金	124	281	157
資本剰余金	6,364	3,364	3,000
利益剰余金	6,758	6,956	198
その他の包括利益累計額	388	523	135
非支配株主持分	154	157	2

<資産の部>

当連結会計年度末の資産の部合計は21兆2,218億円となり、前連結会計年度末比3兆5,281億円の増加となりました。危機対応業務への取組等から、貸出金が前連結会計年度末比2兆3,411億円増加の14兆7,571億円となったこと等により、資産が増加いたしました。

<負債の部>

当連結会計年度末の負債の部合計は17兆5,184億円となり、前連結会計年度末比3兆2,588億円の増加となりました。危機対応融資の拡大に伴い、日本公庫からの借入(ツーステップ・ローン)が増加したこと等から、借入金が増加したことが主な要因です。

<純資産の部>

当連結会計年度末の純資産の部合計は3兆7,034億円となり、前連結会計年度末比2,693億円の増加となりました。前連結会計年度の決算に基づく配当金の支払い(2020年6月実施)があったものの、特定投資業務にかかる政府からの産投出資を受け入れたことや親会社株主に帰属する当期純利益の計上により、利益剰余金が増加したこと等が要因です。

なお、特定投資業務に関連して、資本剰余金からの振り替え3,000億円に加え、政府からの産投出資受け入れ2,200億円により、特定投資準備金が前連結会計年度末比5,200億円増加しております。

期別投融資額及び資金調達額状況(フロー)<単体>

当行の融資等の金額につきましては、当事業年度は5兆4,842億円となりました。また、投資の金額につきましては、当事業年度は3,025億円となりました。当事業年度における融資業務及び投資業務の取組については、上述の(1)経営成績等の状況の概要(企業集団の事業の経過及び成果)<2020年度の概況について>をご参照下さい。

当行の資金調達の金額につきましては、当事業年度は財政投融資が1兆4,973億円、社債(財投機関債)が6,187億円、長期借入金が2兆4,791億円となりました。当事業年度における自己調達基盤拡充の取組については、上述の(1)経営成績等の状況の概要(企業集団の事業の経過及び成果)<2020年度の概況について>をご参照下さい。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	金額(億円)	金額(億円)
投融資額	39,518	57,867
融資等(注)1	34,015	54,842
投資(注)2	5,503	3,025

(注)1. 社債を含む経営管理上の数値であります。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	金額(億円)	金額(億円)
資金調達額	39,518	57,867
財政投融資	11,429	14,973
財政融資資金	8,000	10,500
政府保証債(国内債)	1,502	1,502
政府保証債(外債)(注)1	1,927	2,971
償還年限5年未満の政府保証債(国内債)	1,002	-
社債(財投機関債)(注)1,2	5,793	6,187
長期借入金(注)3,4	5,831	24,791
回収等(注)5	15,461	11,914

(注)1. 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

2. 短期社債は含んでおりません。

3. 2021年3月期の長期借入金のうち、日本公庫からの借入は2兆1,990億円となっております。

4. 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

5. 産業投資出資金を含んでおります。

投融資残高及び資金調達残高<単体>

当事業年度末の融資等残高は、危機対応業務への取り組み等から貸出金が増加したこと等により前事業年度末比2兆3,025億円増加し15兆2,841億円となりました。また、当事業年度末の投資残高は、投資業務の進捗に伴い同比2,323億円増加し1兆6,867億円となりました。

一方、当事業年度末の資金調達残高は、同比3兆1,337億円増加し16兆5,373億円となりました。危機対応融資に係る日本公庫からの借入金（ツーステップ・ローン）が増加したこと等が要因です。

	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)
	金額(億円)	金額(億円)
融資等残高(注)1	129,816	152,841
投資残高(注)2	14,544	16,867

(注)1. 社債を含む経営管理上の数値であります。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)
	金額(億円)	金額(億円)
資金調達残高	134,036	165,373
財政投融資等	77,371	88,903
財政融資資金等(注)1	48,161	54,792
政府保証債(国内債)(注)2	15,400	17,200
政府保証債(外債)(注)2,3	13,809	16,910
償還年限5年未満の政府保証債(国内債)(注)2	3,000	2,000
財投機関債(注)2,3	970	770
社債(財投機関債)(注)2,3,4,5	23,777	27,347
長期借入金(注)6	28,916	48,352
うち日本公庫より借入	14,338	33,359

(注)1. 産業投資借入金(財政投融資特別会計)等を含んでおります。

2. 債券は額面ベースとなっております。

3. 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

4. 株式会社化以降の発行分であります。

5. 短期社債は含んでおりません。

6. 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

危機対応業務に係る残高<単体>

	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)
	金額(億円)	金額(億円)
融資額(注)1	8,357	28,057
損害担保(注)2	2	1,469

(注)1. 日本公庫より信用の供与を受けたものであります。なお、日本公庫への申し込み予定のものを含んでおりません。

2. 融資及び出資に損害担保契約を付したものの合計であります。

リスク管理債権の状況

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会へ報告しております。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて監査法人による監査を受け、開示しております。

なお当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

当連結会計年度末におけるリスク管理債権は1,124億円となりました。債務者区分別では、延滞債権が814億円、貸出条件緩和債権が309億円となっております。リスク管理債権の貸出金残高比は、前連結会計年度末比0.30ポイント上昇し、0.76%となりました。

リスク管理債権の状況<連結>

債務者区分	前連結会計年度末 (2020年3月末)	当連結会計年度末 (2021年3月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	0	-	0
延滞債権	303	814	511
3ヵ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	269	309	40
合計	572	1,124	552

貸出金残高(末残)	124,159	147,571	23,411
貸出金残高比(%)	0.46	0.76	0.30

リスク管理債権の業種別構成<連結>

	前連結会計年度末 (2020年3月末)	当連結会計年度末 (2021年3月末)
	金額(億円)	金額(億円)
製造業	35	92
農業, 林業	-	-
漁業	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-
建設業	51	42
電気・ガス・熱供給・水道業	61	110
情報通信業	-	-
運輸業, 郵便業	21	18
卸売業, 小売業	84	79
金融業, 保険業	-	54
不動産業, 物品賃貸業	221	627
各種サービス業	96	99
地方公共団体	-	-
その他	-	-
合計	572	1,124

第三セクターに対するリスク管理債権<連結>

当行は、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資又は拠出を行っている法人（但し、上場企業は除く。）として整理しております。）が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、投融資等を行っております。これらの事業には、投資回収に長期を要するものが多く、民間事業者では実施が困難なものが含まれております。

これらの法人への当連結会計年度末の貸出金残高は1,959億円（うちリスク管理債権は107億円、貸出金残高比率5.47%、なお当行全体<連結>のリスク管理債権比率は0.76%。）です。

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要すること等の理由によるものです。

	前連結会計年度末 (2020年3月末)	当連結会計年度末 (2021年3月末)	比 較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	71	69	1
3ヵ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	41	37	3
合計	112	107	5

第三セクターに対する貸出金残高(末残)	2,110	1,959	151
第三セクターに対する貸出金残高比(%)	5.32	5.47	0.15

金融再生法開示債権の状況（部分直接償却実施後）＜単体＞

金融再生法開示債権は、前事業年度末比553億円増加して1,126億円となりました。

債権区別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が345億円、危険債権が470億円、要管理債権が310億円となっております。

	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4	345	341
危険債権	299	470	171
要管理債権	269	310	41
開示債権合計	573	1,126	553
(参考)正常債権	127,518	151,926	24,408
総与信残高(未残)	128,091	153,052	24,961
総与信残高比(%)	0.45	0.74	0.29

金融再生法開示債権における保全状況（部分直接償却実施後）＜単体＞

保全率

金融再生法開示債権に対する保全率は、前事業年度末に続き100.0%となり、引き続き高い水準を維持しております。

	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	-
危険債権	100.0	100.0	-
要管理債権	100.0	100.0	-
開示債権合計	100.0	100.0	-

信用部分に対する引当率

	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	-
危険債権	100.0	100.0	-
要管理債権	100.0	100.0	-
開示債権合計	100.0	100.0	-

その他の債権に対する引当率

	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
要管理債権以外の要注意先債権	1.0	1.0	0.0
正常先債権	0.0	0.1	0.0

(ウ) 連結キャッシュ・フローの状況の分析及び資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度の連結キャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、債券・社債等の資金調達による収入があったこと等により、8,229億円の収入となりました（前連結会計年度は6,336億円の収入）。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等による支出が有価証券の売却・償還等による収入を上回ったこと等により、1,234億円の支出となりました（前連結会計年度は4,085億円の支出）。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いはあったものの、特定投資業務に係る産投出資の受け入れ等により2,087億円の収入となりました（前連結会計年度は1,044億円の収入）。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末残高に比べて9,088億円増加し、2兆1,417億円となりました。

当行グループの資本の財源及び資金の流動性に係る情報は以下のとおりであります。

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。なお、資金の流動性につきまして、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、2兆1,417億円となりました。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	金額(億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,336	8,229
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,085	1,234
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,044	2,087
現金及び現金同等物の期末残高	12,328	21,417

(エ) 連結自己資本比率 (国際統一基準)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

当連結会計年度末の普通株式等Tier 1 資本の額は、特定投資業務にかかる政府からの産投出資の受け入れや親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により、前連結会計年度末比2,761億円増加し3兆6,279億円となりました。一方、リスク・アセットの額の合計額は前連結会計年度末比2兆3,688億円増加し21兆7,874億円となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の連結普通株式等Tier 1 比率は、前連結会計年度末比0.60ポイント下落し、16.65%となりました。

	前連結会計年度末 (2020年3月末)	当連結会計年度末 (2021年3月末)
	金額(億円)	金額(億円)
(1) Tier 1 資本の額		
普通株式等Tier 1 資本の額	33,517	36,279
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額	34,086	36,795
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額	568	515
その他Tier 1 資本の額	18	18
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額	18	18
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額	0	0
計	33,536	36,298
(2) Tier 2 資本の額		
Tier 2 資本に係る基礎項目の額	197	295
Tier 2 資本に係る調整項目の額	0	0
計	197	295
(3) 総自己資本合計	33,734	36,593
(4) リスク・アセットの額の合計額		
信用リスク・アセットの合計額	192,093	215,673
オペレーショナル・リスク相当額に係る額 / 8%	2,093	2,201
計	194,186	217,874
連結総自己資本比率 (国際統一基準) = $\frac{\text{連結自己資本合計}}{\text{リスク・アセットの額の合計額}} \times 100 (\%)$	17.37	16.79
連結Tier 1 比率 = $\frac{\text{Tier 1 資本の額}}{\text{リスク・アセットの額の合計額}} \times 100 (\%)$	17.27	16.66
連結普通株式等Tier 1 比率 = $\frac{\text{普通株式等Tier 1 資本の額}}{\text{リスク・アセットの額の合計額}} \times 100 (\%)$	17.26	16.65

(オ) 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標と進捗状況

当行は、2021年4月より第5次中期経営計画に基づく業務を推進しており、具体的な目標については「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

なお、第5次中期経営計画につきましては、当初2020年5月の公表を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症に係る危機対応業務への迅速な対応に注力したこと等から公表を見送り、必要となる施策面や財務面での見直しを行ったうえで、2021年5月に公表いたしました。

(カ) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 「注記事項」 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当行の情報システム関連投資等を中心に合計6,029百万円の設備投資を行いました。なお、当連結会計年度において、主要な設備の売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備（投融資業務に関連するものは除く。）の状況は次のとおりであります。

2021年3月31日現在

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
当行	本店	東京都千代田区	事務室等	2,429	47,757	9,260	741	-	57,759	995
	北海道支店	札幌市中央区		-	-	33	3	-	37	30
	東北支店	仙台市青葉区		-	-	18	3	-	22	31
	新潟支店	新潟市中央区		-	-	4	1	-	5	12
	北陸支店	石川県金沢市		-	-	16	2	-	18	16
	東海支店	名古屋市千代田区		-	-	68	5	-	73	24
	関西支店	大阪市中央区		-	-	96	32	-	129	43
	中国支店	広島市中区		-	-	4	6	-	11	20
	四国支店	香川県高松市		-	-	2	2	-	4	13
	九州支店	福岡市中央区		-	-	3	3	-	7	26
	南九州支店	鹿児島県鹿児島市		-	-	9	1	-	10	10
		その他の施設	東京都練馬区ほか	事務室・舎宅等	96,086 (148)	42,393	8,353	604	-	51,352
DBJリアルエステート株式会社	本社	東京都千代田区	事務室等	2,539	49,980	13,084	375	-	63,441	10

- (注) 1. 上表における土地面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であります。
 2. 上表の設備に関連する土地、建物の当連結会計年度賃借料は2,060百万円であります。
 3. 上表における動産は、事務機械22百万円、その他1,761百万円であります。
 4. 上表にはソフトウェア9,942百万円は含まれておりません。
 5. 上表の金額には、消費税等は含まれておりません。
 6. その他の施設における従業員は、国内事務所等に勤務する者です。
 7. 当行本店及びDBJリアルエステート株式会社の設備の一部を連結会社以外に貸与しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設・改修

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
					総額	既支払額			
当行	本店他	東京都千代田区他	新設・改修	事務室・情報システム機器等	5,458	-	自己資金	2021年4月	2022年3月

(注) 設備投資にかかる当連結会計年度末現在の概算額であります。

(2) 売却・除却

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の売却・除却等は該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通 株式	43,632,360	43,632,360	-	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容になんら限定のない、当行における標準となる株式であります。なお、当行は種類株式発行会社ではありません。また単元株式数は定めておりません。
計	43,632,360	43,632,360	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2009年6月26日	-	40,000	-	1,000,000	97,248(注)1	1,060,466(注)1
2009年9月24日 (注)2	2,064	42,064	103,232	1,103,232	-	1,060,466
2010年3月23日 (注)2	1,559	43,623	77,962	1,181,194	-	1,060,466
2011年12月7日 (注)3	-	43,623	6,170	1,187,364	-	1,060,466
2012年3月23日 (注)2	8	43,632	424	1,187,788	-	1,060,466
2012年6月6日 (注)4	-	43,632	10,528	1,198,316	-	1,060,466
2012年12月6日 (注)5	-	43,632	8,637	1,206,953	-	1,060,466
2015年6月26日 (注)6	-	43,632	-	1,206,953	65,000	995,466
2015年8月10日 (注)7	-	43,632	206,529	1,000,424	-	995,466
2016年6月29日 (注)8	-	43,632	-	1,000,424	50,000	945,466
2017年6月29日 (注)9	-	43,632	-	1,000,424	50,000	895,466
2018年6月28日 (注)10	-	43,632	-	1,000,424	129,000	766,466
2019年6月27日 (注)11	-	43,632	-	1,000,424	130,000	636,466
2020年6月26日 (注)12	-	43,632	-	1,000,424	300,000	336,466

- (注)1. 会社法第448条第1項、同法第452条の規定及び2009年6月26日の株主総会決議に基づき、資本準備金からその他資本剰余金への振替及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替により欠損填補を実施しております。
2. 株主割当の方法により、財務大臣に、募集する普通株式の全部を割り当てております(有償)。発行価格(払込金額)は1株につき50,000円、資本組入額は1株につき50,000円となっております。
3. 危機対応業務に係る財政基盤確保のために、D B J法改正法及び平成21年度補正予算に基づき措置されておりました交付国債1兆3,500億円のうち、D B J法附則第2条の4第1項の規定に基づき、当行は2011年11月24日付にて61億7,000万円相当額の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年12月7日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が上記の請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金は上記の請求相当額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。
4. 上記同様、2012年5月18日付にて105億2,800万円相当額の交付国債の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年6月6日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金は同請求額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。
5. 上記同様、2012年11月20日付にて86億3,700万円相当額の交付国債の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年12月6日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金が同請求額だけ増加しております(本償還後における交付国債未償還額は1兆3,246億6,500万円であります。)なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。
6. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2015年6月26日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。

7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等、会社法第447条及び2015年6月26日の定時株主総会決議に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額につき、資本金から危機対応準備金への振替を実施しております。
8. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2016年6月29日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
9. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2017年6月29日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
10. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2018年6月28日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2019年6月27日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2020年6月26日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
13. 2021年6月24日に、株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び同日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しており、資本準備金が95,000百万円減少し、特定投資準備金が同額増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 - 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	-	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	43,632,360	-	-	-	-	-	-	43,632,360	-
所有株式数の割合(%)	100.00	-	-	-	-	-	-	100.00	-

(注) 定款において単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって単元数としております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,632	100.00
計	-	43,632	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の個数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,632,360	43,632,360	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 43,632,360	-	-
総株主の議決権	-	43,632,360	-

(注) 議決権の個数については、定款において1単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって議決権の個数と

しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当行は、剰余金の配当を年1回行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当決定機関は、株主総会であります。

当行の定款において「期末配当の基準日は、毎年3月31日とする」旨定められております。

当行は、経営の健全性確保並びに確固たる収益基盤の確立とともに、安定的かつ継続的な株主還元を図る観点から、単体当期純利益（特定投資業務に係る当期純利益又は純損失の金額に相当する額を除いた額）に対する配当性向を25%程度とすることを基本的な配当方針としております。

当事業年度の配当に関しましては、上記の基本的な配当方針を踏まえ、1株当たりの配当額は186円といたしました。なお、配当性向（単体当期純利益から、特定投資業務に係る当期純利益又は純損失の金額に相当する額を除き算定）は24.97%となります。

内部留保資金につきましては、上記の経営の健全性確保並びに確固たる収益基盤の確立のために活用して参ります。

なお、実際の配当時期や配当水準につきましては、D B J法第20条の規定により、財務大臣の認可事項となっております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たりの配当額（円）
2021年6月24日 定時株主総会	8,115	186

(参考) D B J法

第二十条（定款の変更等）

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする会社として「企業理念」を定めております。「企業理念」とは、当行グループの「使命」を果たすために、将来の「ビジョン」を目指し、「価値観」を基準に行動していく体系として定義をしており、4次中計の策定にあわせて、当行グループの企業理念体系を以下のとおり再整理いたしました。

(使命)

「金融力で未来をデザインします - 金融フロンティアの弛まぬ開拓を通じて、お客様及び社会の課題を解決し、日本と世界の持続的発展を実現します。 - 」を当行グループの使命とし、経済価値と社会価値の両立を目指します。

(ビジョン)

「産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして、幅広いリスク対応能力を発揮して事業や市場の創造をリードすると共に、危機対応など社会的な要請に的確に応え、2030年の経済・社会において独自の役割を果たします。」を2030年におけるビジョンとします。

(価値観)

当行グループの役職員は、挑戦 (Initiative) ・誠実 (Integrity) の2つの価値観を共有します。

(行動基準)

当行グループの役職員は、「価値観」を具体的に実践するためのガイドラインとして、以下の「行動基準」に従って業務を遂行いたします。

1. 未来への責任
 - 経済価値と社会価値の両立を追求し、未来への責任を果たします
2. お客様視点
 - お客様の立場に立ち、誰よりも徹底的に考えます
3. 卓越したサービス
 - 常に業務を見直し、サービスの質と生産性を高めます
4. 個の挑戦と協働
 - フロンティアに挑戦し、成果にこだわり、やり切ります
 - 多様性を尊重し、協働して、お互いを高め合います

なお、これらの企業理念の追求を通じて形作られる当行グループの差別化要素となる「強み」として、引き続き4つのDNA (長期性・中立性・パブリックマインド・信頼性) を保持して参ります。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の機関の内容

当行においては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しております。

また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議するとともに、外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役及び監査役の選任及び退任にかかる人事案の評価を行っています。

これらに加え、その他後述の委員会等を設置しております。

< 取締役会及び取締役 >

取締役会は10名で構成されております。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としております。なお、第13期 (2021年3月期) におきましては、取締役会を12回開催しております。

社外取締役は以下の2名であります。

- 三村 明夫 (日本製鉄株式会社名誉会長)
- 植田 和男 (共立女子大学ビジネス学部長 教授)

< 監査役会及び監査役 >

監査役会は5名の監査役で構成されております。なお、第13期 (2021年3月期) におきましては、監査役会を16回開催しております。

会社法の規定に基づき、5名のうち半数以上（3名）は社外監査役であります。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役であります。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮の下に、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しております。

社外監査役は以下の3名であります。

山崎 俊男（元三井住友トラスト総合サービス株式会社代表取締役社長）（社外常勤監査役）

道垣内 正人（早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士）

齋木 尚子（東京大学公共政策大学院客員教授）

<社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容>

該当事項はありません。

<業務監査委員会>

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定及び審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しております。なお、第13期（2021年3月期）におきましては、2回開催しております。

<経営会議>

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しております。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定いたします。なお、第13期（2021年3月期）におきましては、34回開催しております。

<経営会議傘下の委員会等>

経営会議の傘下の機関として、委員会等を設置し各分野の専門的事項について決定（取締役会、経営会議にて決定されるものを除く。）及び審議を行っております。なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

1．ALM・リスク管理委員会

当行のポートフォリオのリスク管理及びALM運営に関する重要事項の決定及び審議

2．一般リスク管理委員会

オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理、法令等遵守、反社会的勢力等への対応等、マネーロンダリング・テロ資金供与対策、顧客保護等管理に関する重要事項の決定及び審議

3．投融資決定委員会

一定の投融資案件及び投融資管理案件並びに海外業務の戦略及び運営・管理体制等に関する決定及び審議

4．新業務等審査会

新業務等の取組の開始に関する決定及び審議

5．投融資審議会

投融資案件の事前審議及びモニタリング並びに海外業務の戦略及び運営・管理体制等に関する審議

6．サステナビリティ委員会

経済価値と社会価値の両立及びステークホルダーとの対話に関する事項の審議

7．投資統括会議

投資案件に関するモニタリング及びその高度化並びに投資方針の企画立案に関する審議

<アドバイザー・ボード>

当行が2008年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置しておりましたが、2015年5月20日に公布・施行された平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行って頂くこととしております。なお、第13期（2021年3月期）におきましては、2回開催しております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役に構成されております。

1. 社外有識者（五十音順、敬称略、2021年3月末時点）
秋池 玲子（株式会社ポストン・コンサルティング・グループ日本共同代表）
奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）
釜 和明（株式会社IHI特別顧問）
中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役会長）
根津 嘉澄（東武鉄道株式会社代表取締役社長）
2. 社外取締役
三村 明夫（日本製鉄株式会社名誉会長）
植田 和男（共立女子大学ビジネス学部長 教授）

< 特定投資業務モニタリング・ボード >

2015年5月20日に公布・施行された平成27年改正法において措置された特定投資業務につき、対象案件毎に政策目的との整合性を含む業務の実績や、民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保等の状況について審議・評価を頂くため、特定投資業務モニタリング・ボードを取締役会の諮問機関として設置しております。なお、第13期（2021年3月期）におきましては、2回開催しております。同ボードは次の社外有識者により構成されております。

1. 社外有識者（五十音順、敬称略、2021年3月末時点）
岩本 秀治（一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事）
奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）
中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役会長）
山内 孝（マツダ株式会社相談役）
横尾 敬介（株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO）

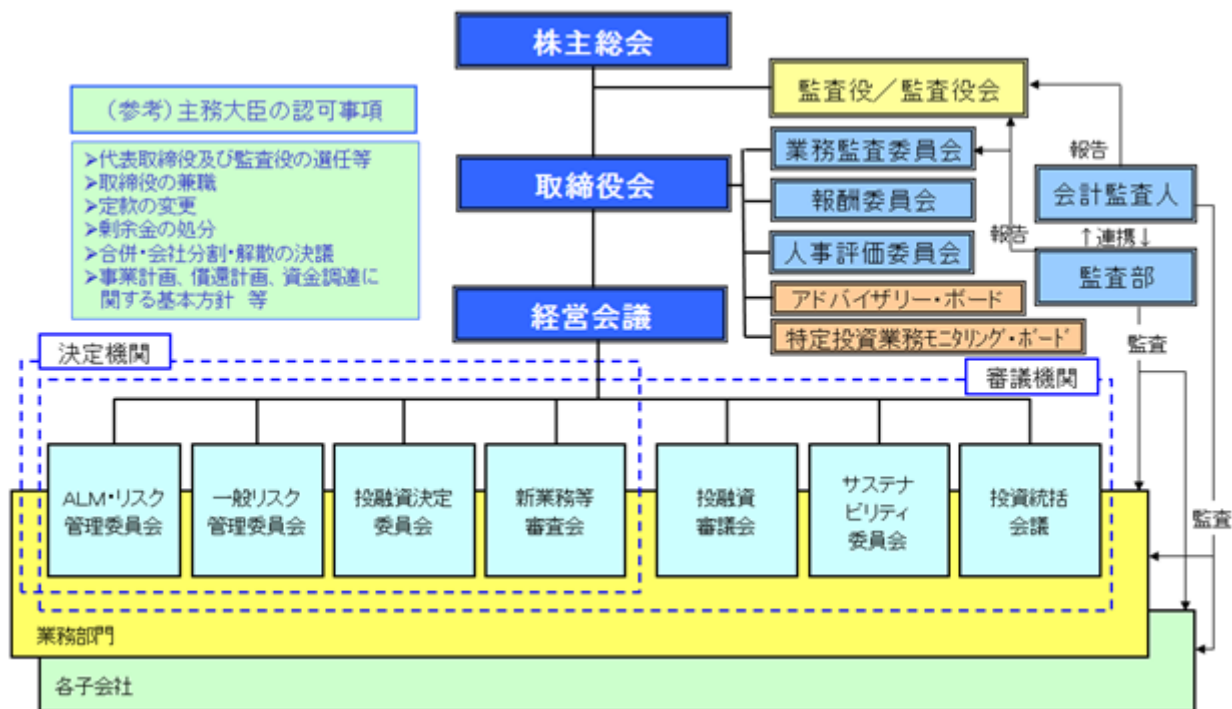
< 主務大臣の認可事項 >

DBJ法により、当行は財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されております。

主な認可事項は以下のとおりです。

- 代表取締役及び監査役の選任等
- 取締役の兼職
- 定款の変更
- 剰余金の処分
- 合併・会社分割・解散の決議
- 事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針 等

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にいたしますと、以下のとおりであります。



< 執行役員制度 >

業務執行に関する責任の明確化及び意思決定の迅速化を図るべく、当行においては執行役員制度を導入しております。常務執行役員 8 名（取締役兼務者を除く。）及び執行役員 7 名が取締役会において決定された担当職務を執行いたします。

内部統制システムの整備の状況

当行においては、業務の健全性を確保するために、会社法に基づき当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を「内部統制基本方針」として取締役会において定めております。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等を当行の経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っております。

「内部統制基本方針」（全文）

（目的）

第 1 条 本方針は、会社法（以下「法」という。）第 362 条第 4 項第 6 号、同第 5 項、同法施行規則（以下「施行規則」という。）第 100 条第 1 項及び同第 3 項の規定に則り、当行及びその子会社等から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について定めるものである。

（役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

第 2 条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行グループの経営における最重要課題の一つであることを認識し、役職員（株式会社以外の会社等についてはこれらに相当する者をいう。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。

2. コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。

3. 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。

4. 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。当該制度の担当部署は、内部通報があった場合には、監査役等に通報内容等の報告を行う。なお、内部通報を行った者が当該内部通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。

6. 取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制)

第3条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第4条 当行グループの経営の健全性を確保するため、その業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。

2. リスク管理にかかる委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置し、統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。

3. リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。

信用リスク、投資リスク、カントリーリスク、市場性信用リスク、市場リスク、市場流動性リスク、資金流動性リスク、決済リスク、オペレーショナル・リスク

4. 上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。

5. 災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。

6. 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第5条 取締役会は、当行グループを対象とする経営計画を策定し、適切に当行グループの経営管理を行う。

2. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関または一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

3. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

4. 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

(当行グループにおける業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。

2. 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。

3. 取締役会は、子会社等との間で業務運営に関する事前協議、報告徴求、指導等の管理態勢を整備する。

4. 取締役会は、子会社等のうち業務の規模や特性に応じてその業務運営を特に管理すべき子会社等(以下「重要な子会社等」という。)に関しては、前3項に加え、以下に掲げる体制が適切に確立するよう必要な措置を取る。

重要な子会社等の取締役等の職務の執行にかかる事項の当行への報告に関する体制

重要な子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重要な子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要な子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

5. 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

(監査役の職務を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じて、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

(監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

第8条 監査役の職務を補助する使用人は監査役の指揮命令に服し専任によりその職務にあたるものとするほか、当該使用人の人事など当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

(当行グループの役職員が当行監査役に報告をするための体制その他の当行監査役への報告に関する体制)

第9条 当行グループの役職員は、直接または間接の方法により、その業務執行の状況その他必要な情報を当行監査役に報告する。

2. 当行グループの役職員は、当行グループの信用または業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、直接または間接の方法により、当行監査役に対し当該事項を報告する。

3. 当行監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、当行グループの役職員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

4. 当行監査役に対して前3項の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べることができる。

2. 代表取締役は、監査役と定期的または監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。

3. 内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的または監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。

4. 取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。

5. 取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。

6. 監査役がその職務の執行上必要な費用の請求をしたときは、円滑に当該請求を処理する。

取締役の定数

当行の取締役は、13名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任減免

当行は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

法令等遵守（コンプライアンス）態勢及びリスク管理態勢の整備の状況

法令等遵守及びリスク管理態勢として、具体的に以下のとおり取り組んでおります。

<法令等遵守態勢（コンプライアンス）>

当行では、コンプライアンスは、経営の根幹そのものであり、ビジネスモデルや経営戦略と表裏一体となるものであって、社会的要請や社会的期待も踏まえた企業理念を実践するうえで、リスクとして組織の各レベルにおいて適切な管理が求められるものであると考えています。そして、役職員一人ひとりが主体的・能動的に業務に取り組むなかで、コンプライアンスマインドを育むことによって実現されるものであると考えています。

こうした考え方を実践するため、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、行動基準、法令等遵守基本方針及び法令等の遵守に関する規程を定めております。

また、当行ではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム等の制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでおります。

1. 法令等の遵守に関する方針

当行では、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下のとおり定めています。

・役職員は、当行の社会的使命及び銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為及び不正な業務が当行全体の信用の失墜を招き、D B J法に定める当行の目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

・役職員は、業務の適法性及び適切性に関して当行が国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

2. 法令等遵守態勢

・当行では、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案及び法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定及び審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について決定及び審議をしています。

・法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設けています。

・利益相反管理に関する基本方針として「利益相反管理規程」を策定し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備しています。

・「反社会的勢力に対しては、警察等の外部機関とも適切に連携しつつ毅然として対処し、一切の関係を遮断する。」旨の基本方針を定め、この基本方針の下、対応統括部を設置し、社内規程の整備や研修実施等の体制を整備しています。

・インサイダー取引規制の遵守が当行の信頼維持のために不可欠なものであり、役職員の株券等の売買等について規程を設けているほか、投資業務における厳格な取引の確認・執行手続や調査業務における会社情報の慎重な管理や取り扱いを定め、インサイダー取引未然防止体制を整備しています。

・マネー・ロンダリング及びテロ資金の供与等を防止するため、関連法令等を踏まえ、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関する規程等を定め、同規程等に基づいた運営及び管理を行っています。

<リスク管理態勢>

当行では、経営計画に基づき業務を遂行する中で、経営の健全性および信用力の維持を図るため、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

当行の統合リスク管理という観点においては、担当取締役の業務職掌のもと、リスク統括部において、当行全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っています。

1. リスク管理態勢

当行では、様々なリスク特性に応じたリスク管理体制を整備しています。具体的には、リスクカテゴリー毎にまたは横断的にリスクの特定、評価、モニタリングおよびコントロールを行うことにより、各リスクを統合的に把握のうえ経営体力の範囲内に管理します。

取締役会は統合的なリスク管理の基本方針を定め、リスク管理状況に関する報告を受けて、リスク管理機能の実効性確保に向けた態勢整備を行います。経営会議は、基本方針を実施するための関連規程を制定し、経営方針に直結するような重要事項を決議します。ALM・リスク管理委員会は信用リスク等の財務リスクに関し、一般リスク管理委員会は事務リスク等の非財務リスクに関し、基本方針や諸規程に基づき、リスク管理態勢整備に必要な事項を審議・決定するとともに、定期的にまたは随時にリスクモニタリングを実施しています。

2. 統合リスク管理

当行では、リスクカテゴリー毎の特性を考慮しつつ、可能な限り統一的な合理的手法により各種リスク量を計量化し、その合計額である統合リスク量がリスクガイドラインの範囲内に収まるよう管理しています。リスクガイドラインは、自己資本額をベースとした資本配賦の枠組みにおいて、既存ポートフォリオのリスク状況および当面の業務計画を反映し、経営会議が決定します。

3. 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当行では、コーポレートローンに加えてノンリコースローン等による与信を行っており、信用リスクの取得は収益の源泉として最重要なリスクカテゴリーの一つと位置づけ、個別案件の与信管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理を行っています。

[個別案件の与信管理]

当行は、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。また当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）に準じて、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

当行では、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署にて相互に牽制が働く態勢としています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

・ 債務者格付制度

当行の債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

・ 資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、又は価値の毀損の危険性の度合に応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

[ポートフォリオ管理]

債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の確率で生じうる最大損失から平均的に発生すると予想される期待損失（EL：Expected Loss）を差し引いた非期待損失（UL：Unexpected Loss）によって把握されます。

また、債務者格付の水準に応じて定める基準残高に基づき大口管理先を特定し、管理方針を立案し随時にモニタリングを行っています。

4. 投資リスク

投資リスクは、投資先の財務状況の悪化、または市場環境の変化等により、資産の経済価値が減少ないし消失する結果、損失を被るリスクをいいます。当行では、企業、ファンド、インフラ、不動産などに対して未上場を中心

としたメザニン・エクイティなどに投資を行っており、当行の収益の源泉として最重要なリスクカテゴリーの一つと位置づけ、個別案件の投資決定・管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理を実施しています。

[投資方針]

投資方針は、社会価値と経済価値の両立を目指す経営理念のもと、投資統括会議において年度毎に審議し、経営会議で決定しています。市場環境や産業構造の変化等の外部環境や既存ポートフォリオのパフォーマンス分析を踏まえ、ポートフォリオ全体のリスクとリターンのバランスにも配慮して策定されます。

[個別案件の与信管理]

個別案件の取組に当たっては、信用リスク管理に準じた審査に加え、投資類型に応じた目標リターンを定め、ダウンサイドシナリオも踏まえたExit方針を設定して投資判断を行います。

案件管理においては、すべての個別案件の定期的なモニタリングに加え、投資管理本部を設置して、重点案件のモニタリングの強化やポートフォリオ全体の投資リスクマネジメントの高度化にも取り組んでいます。

[ポートフォリオ管理]

投資ポートフォリオの主な構成資産は非上場株式やメザニンであり、そのリスク量は、対象資産のカテゴリ毎のリスク特性や回収方法の差異に着目して計量化を行っています。

具体的には、主に事業CFによる回収を図る類型では信用リスクを主体とした評価を行う一方、第三者や市場への売却による回収を想定する類型では市場リスクを織り込むなど、信用リスク計測および市場リスク計測の方法を応用してリスクを計量化しています。

5. 市場リスク・流動性リスク管理

[市場リスク]

当行では、市場リスクとして、金利リスクと為替リスクを主な管理対象としています。当行では、市場リスクを投融資業務に付随する受動的なリスクと位置づけております。なお、特定取引（トレーディング）業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

. 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

当行では、金利感応度（Duration及びBasis Point Value）、VaR（Value at Risk）といった多面的な指標を用いたモニタリングを行うと共に、ALM・リスク管理委員会が定めたALM方針に基づき、金利リスクを適切にコントロールすることを通じて、全体の金利収支や経済価値の最適化を図る経常資産負債の総合管理を実施しています。

金利リスクのコントロールに関連し、金利スワップ取引等を行っています。スワップ取引等に伴うカウンターパーティリスクは、取り組み相手の信用力に応じた限度枠により管理しており、中央清算機関の利用及び相対のCSA（Credit Support Annex）契約に基づく証拠金授受によりリスク低減を図っています。

. 為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超又は負債超ポジションとなっていた場合に、為替レートが変動することにより損失が発生するリスクです。当行の為替リスクは外貨建投融資及び外貨建債券発行等により発生しますが、外貨建資産・負債のネットベースのポジションについては為替スワップ取引等により為替リスクを抑制しています。

[流動性リスク]

流動性リスクには、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金流動性リスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

当行の主な資金調達は、CP等の短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長期・安定的な資金に依拠しています。

金融市場ショック等による不測の資金繰り逼迫状況に備えるため、一定のストレス想定のもとでも、予定された資金流出額をカバーできるだけの手元流動性を確保する資金運営を行っています。資金繰りの逼迫度合に応じた資金運営モードを区分しているほか、コンティンジェンシープランに基づく対応策を立案・実行することを定めています。

6. オペレーショナル・リスク管理

当行では、内部プロセス・人・システムが不適切もしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。当行においては、リスク管理態勢の整備等の取組を通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リスク管理及びシステムリスク管理については、以下のとおりです。

[事務リスク管理]

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行においては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じて、事務リスクの削減と発生防止に努めています。

[システムリスク管理]

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動などシステムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。当行においては「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用及び利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

7. ストレステスト

リスク量に基づく統合リスク管理に加えて、ストレス下においても経営の健全性を確保しつつ危機対応業務等を含む金融機能を円滑に発揮できるよう、ストレステストを実施して自己資本の充実度を評価しています。ストレステストは、中期経営計画や業務計画の策定および見直しに当たり自己資本への影響度の評価に用いられるほか、経営上の様々な課題への対応を検討する際にも活用されます。

ストレステストでは、最新の経済環境の見通しを踏まえ、当行の財務内容等も勘案してシナリオを設定します。当該シナリオ発生時の自己資本の毀損や投融资ポートフォリオの変化によるリスク量の増加を反映することで自己資本の充実度を再評価するほか、資金流動性リスク管理の十分性の確認等も行います。

8. 事業継続計画（BCP）

当行は、お客様や株主、役員などのステークホルダーの利益を守り、また、社会的使命を果たすとの観点から、自然災害（とりわけ大規模地震）、インフルエンザ等感染症の蔓延（パンデミック）、システム障害、停電などのさまざまな緊急事態発生時に、業務の継続・早期復旧を図るため、事業継続計画（BCP）を策定しています。

BCPにおいては、災害対策委員会の体制、各業務の優先度、および有事の際の具体的な行動手順等を分かりやすくまとめています。また、業務の継続・復旧にかかる方針策定にあたっては、具体的なインシデント（首都直下地震、新型インフルエンザ等感染症）を想定し、インシデント毎の被害想定に応じた対応を定める手法を採っています。

役員報酬の内容

1. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当行の役員報酬は、役員の報酬に関する社会的動向を踏まえること、当行の経済価値と社会価値の実現に向けた、単年度及び中長期的な取り組みへの動機づけとなること、との基本的考え方に基づき、役職に基づき支給する固定報酬、毎年度の業務実績に基づき支給する役員賞与（業績連動報酬）、そして各役員の中長期の功労に対し退任時に支給する役員退職慰労金で構成しております。

当行の取締役の報酬は、取締役の報酬に関する社会的動向、当行の業績、職員給与との衡平、その他報酬水準の決定に際して斟酌すべき事項を勘案のうえ、取締役の職位及び職責に応じ、報酬委員会での審議を踏まえて、株主総会にて承認された報酬上限額の範囲内で取締役会の決議を経て決定しています。取締役の報酬にかかる総額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において、その上限を年270百万円とすることが決議されており、取締役の員数は、定款において、13人以内と定められております。なお、取締役会は、透明性や客観性を確保するため取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の諮問を経ていること、取締役各人の報酬は連結当期純利益をはじめ多面的な評価に基づき決定される旨説明されていることから、2008年10月1日制定（2010年6月29日最終改正）の取締役報酬規程及び2020年6月26日付取締役会決議に基づき、代表取締役（取締役会長・取締役社長・取締役副社長）に対して、取締役各人の報酬の決定を一任しております。なお、役員退職慰労金は、株主総会の決議を経て支給しております。

取締役の報酬等は、常勤取締役においては、固定報酬、役員賞与に加えて役員退職慰労金で構成されています。非常勤取締役については、独立性の観点から固定報酬に一本化しています。このうち役員賞与については、役職に基づく基準額に連結当期純利益の目標額に対する達成度に応じて予め定めた支給率に応じ決定される定量評価部分、及び各取締役の担当部門の業績達成度等を総合的に勘案し予め定めた支給率に応じ決定される定性評価部分により構成されております。なお、業績指標としては、当行業績を最も正確に反映すると考えられることから、連結当期純利益（2020年3月期51,518百万円）を採用しております。

報酬委員会は、取締役の報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として、取締役会長、取締役社長および社外取締役、常勤監査役（社外）を構成員として設置しています。構成員の過半を社外役員とすることで独立社外役員の適切な関与と助言を得られる体制にしており、2020年度は2回開催いたしました。

監査役の報酬等のうち常勤監査役においては、固定報酬に加えて役員退職慰労金で構成されています。非常勤監査役については、固定報酬に一本化しています。監査役の報酬にかかる総額は、2008年9月22日開催の当行創立株主総会において、その上限を年80百万円とすることが決議され、この範囲内で監査役の協議を経て決定しています。なお、監査役の員数は、定款において、5人以内と定められております。

2. 当行における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬の種類別の総額及び対象となる役員の員数
第13期（2021年3月期）における当行役員に対する報酬実績は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	役員賞与 (業績連動報酬)	役員退職慰労金
取締役 (社外取締役を除く)	10	202	166	21	14
監査役 (社外監査役を除く)	3	39	36	-	2
社外役員	7	63	61	-	1
計	20	305	265	21	18

（注）1. 役員退職慰労金の額には、役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

2. 支給人数及び報酬等の額には、当事業年度に退任した取締役2名及び監査役3名が含まれております。

社外取締役及び監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しておりません。

当行では、定款において社外取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結してあります。

補償契約

該当ありません。

役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金又は争訟費用によって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当行からなされた損害賠償請求等は填補の対象から除外しております。

当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性14名 女性1名 (役員のうち女性の比率6.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)	木下 康司	1957年3月28日生	1979年4月 大蔵省入省 2013年6月 財務事務次官 2015年6月 当行代表取締役副社長・副社長執行役員 2018年6月 当行代表取締役会長(現職)	(注) 1	-
取締役社長 (代表取締役)	渡辺 一	1958年10月31日生	1981年4月 日本開発銀行入行 2004年6月 日本政策投資銀行秘書役 2007年6月 同行都市開発部長 2008年10月 当行都市開発部長 2009年6月 当行執行役員経営企画部長 2011年6月 当行取締役常務執行役員 2015年6月 当行代表取締役副社長・副社長執行役員 2018年6月 当行代表取締役社長(現職)	(注) 1	-
取締役副社長 (代表取締役)	地下 誠二	1963年5月16日生	1986年4月 日本開発銀行入行 2010年6月 当行特命チーム部長 2011年12月 当行執行役員(特命担当) 2012年6月 当行特命担当執行役員 2013年6月 当行執行役員経営企画部長 2015年6月 当行常務執行役員 2018年6月 当行取締役常務執行役員 2020年6月 当行代表取締役副社長(現職)	(注) 1	-
取締役 常務執行役員	穴山 眞	1963年3月14日生	1986年4月 日本開発銀行入行 2010年6月 当行産業調査部担当部長 2011年6月 当行産業調査部長 2013年9月 当行執行役員業務企画部長 2015年6月 当行常務執行役員 2018年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注) 1	-
取締役 常務執行役員	杉元 宣文	1964年7月14日生	1988年4月 日本開発銀行入行 2012年6月 当行地域企画部担当部長 2013年6月 当行秘書室長 2015年6月 当行執行役員経営企画部長 2018年6月 当行常務執行役員 2020年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注) 1	-
取締役 常務執行役員	窪田 昌一郎	1968年2月16日生	1990年4月 日本開発銀行入行 2014年6月 当行アセットファイナンス部長 2018年6月 当行執行役員企業投資部長 2020年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注) 1	-
取締役 常務執行役員	原田 健史	1965年7月1日生	1988年4月 大蔵省入省 2017年7月 財務省大臣官房付兼内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) 兼内閣官房郵政民営化推進室副室長兼郵政民営化委員会事務局次長 2019年7月 財務省東北財務局長 2021年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注) 1	-
取締役 常務執行役員	村上 努	1965年9月20日生	1988年4月 日本開発銀行入行 2012年6月 当行ストラクチャードファイナンスグループ長 2015年6月 当行秘書室長 2017年6月 当行執行役員人事部長 2019年6月 当行常務執行役員 2021年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注) 1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	三村 明夫	1940年11月2日生	1963年4月 富士製鐵株式会社(現 日本製鉄株式会社)入社 2000年4月 新日本製鐵株式会社(現 日本製鉄株式会社) 代表取締役副社長 2003年4月 同社代表取締役社長 2008年4月 同社代表取締役会長 2008年10月 当行取締役(現職) 2012年10月 新日鐵住金株式会社(現 日本製鉄株式会社) 取締役相談役 2013年6月 同社相談役 2013年11月 同社相談役名誉会長 2013年11月 東京商工会議所会頭(現職) 2013年11月 日本商工会議所会頭(現職) 2018年6月 新日鐵住金株式会社(現 日本製鉄株式会社) 名誉会長(現職)	(注)1	-
取締役	植田 和男	1951年9月20日生	1980年7月 プリティシュコロピア大学経済学部助教授 1982年4月 大阪大学経済学部助教授 1989年4月 東京大学経済学部助教授 1993年3月 同大学経済学部教授 1998年4月 日本銀行政策委員会審議委員 2005年4月 東京大学経済学部教授 2008年10月 当行取締役(現職) 2017年4月 共立女子大学新学部設置準備室長兼国際学部教授 2017年4月 東京大学金融教育研究センターセンター長(現職) 2020年4月 共立女子大学ビジネス学部教授(現職) 2020年4月 同大学ビジネス学部長(現職)	(注)1	-
常勤監査役	藏重 敦	1963年7月8日生	1986年4月 日本開発銀行入行 2010年6月 当行審査部担当部長 2011年6月 当行秘書室長 2013年6月 当行都市開発部長 2017年6月 当行常勤監査役(現職)	(注)2	-
常勤監査役	玉越 茂	1966年12月20日生	1989年4月 日本開発銀行入行 2012年1月 当行業務企画部担当部長 2013年9月 当行産業調査部担当部長 2014年6月 当行企業金融第2部長 2016年6月 当行企業金融第5部長 2018年6月 当行執行役員業務企画部長 2020年6月 当行常勤監査役(現職)	(注)2	-
常勤監査役	山崎 俊男	1958年2月18日生	1982年4月 住友信託銀行株式会社入社 2010年6月 同社執行役員梅田支店長 2012年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員梅田支店長 2013年5月 同社執行役員梅田支店長兼阪急梅田支店長 2014年4月 同社執行役員 2016年4月 同社常務執行役員 2017年4月 三井住友トラスト総合サービス株式会社代表取締役社長 2018年4月 同社顧問 2018年6月 当行常勤監査役(現職)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	道垣内 正人	1955年12月18日生	1984年 5月 東京大学教養学部助教授 1991年 4月 同大学大学院法学政治学研究科助教授 1996年11月 同大学大学院法学政治学研究科教授 2004年 4月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授 2004年 4月 長島・大野・常松法律事務所スペシャル・カウンセラー 2005年 4月 早稲田大学大学院法務研究科教授(現職) 2011年 1月 長島・大野・常松法律事務所シニア・カウンセラー 2016年 6月 東京大学名誉教授 2020年 6月 当行監査役(現職) 2021年 1月 T & K法律事務所シニアカウンセラー(現職)	(注)2	-
監査役	齋木 尚子	1958年10月11日生	1982年 4月 外務省入省 2015年10月 同省国際法局長 2017年 7月 同省研修所長 2020年 4月 東京大学公共政策大学院客員教授(現職) 2020年 6月 双日株式会社社外取締役(現職) 2020年 6月 当行監査役(現職)	(注)2	-
計					-

(注) 1. 任期は、2021年6月24日開催の定時株主総会による選任後2021年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。

2. 任期は、2020年6月26日開催の定時株主総会による選任後2023年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。

3. 取締役 三村 明夫及び植田 和男は、社外取締役であります。

4. 監査役 山崎 俊男、道垣内 正人及び齋木 尚子は、社外監査役であります。

5. 当行では執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります(取締役を兼務する執行役員を除く。)

常務執行役員 8名

清水 博、岸本 道弘、松嶋 一重、熊谷 匡史、新垣 慶太、高澤 利康、友定 聖二、北所 克史

執行役員 7名

増田 真男、西尾 勲、磯崎 隆郎、古田 善也、原田 文代、牧 裕文、小林 真五

なお、上記のほか、取締役のうち、5名は執行役員を兼務しております。

社外役員の状況

社外取締役である三村明夫は日本製鉄株式会社の名誉会長ですが、当行との間に特別な利害関係はありません。なお、当行は、日本製鉄株式会社との通常の営業取引があります。

社外監査役である齋木尚子は双日株式会社の社外取締役ですが、当行との間に特別な利害関係はありません。なお、当行は、双日株式会社との通常の営業取引があります。

その他の社外取締役及び社外監査役と、当行との間に特別な利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続きについて

監査役会は5名の監査役で構成されております。監査役会及び監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店・子会社の往査等を行っております。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において当行は監査役会を合計16回開催（原則月1回開催。他に臨時4回開催）しており、個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	当事業年度在任中の開催回数	出席回数
藏重 敦	16回	16回(100%)
玉越 茂	10回	10回(100%)
山崎 俊男	16回	16回(100%)
道垣内 正人	10回	10回(100%)
齋木 尚子	10回	10回(100%)

常勤及び非常勤監査役の主要な活動状況については、次のとおりであります。

重要会議への出席

- ・取締役会、業務監査委員会、経営会議等（非常勤監査役は取締役会のみ）

代表取締役との定期会合

- ・年2回の頻度で実施（全監査役）

担当役員・部店へのヒアリング

- ・監査役説明会（全監査役）
- ・監査役連絡会（常勤監査役）

本支店等の監査

- ・常勤監査役が分担して実施

子会社・関連会社へのヒアリング

- ・常勤監査役が実施

重要な決裁文書等の閲覧

- ・常勤監査役が実施

内部監査の状況

当行は、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、当行の業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び改善のための提言を実施しております。

監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっております。

また、当行では、監査役、監査部及び会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めております。

なお、2021年6月24日現在の監査部の人員は22名となっております。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b．継続監査期間

13年間

c．業務を執行した公認会計士

吉田波也人氏（継続監査年数（*）7年）

嶋田篤行氏（同3年）

石坂武嗣氏（同6年）

（*）継続監査年数は、会社法監査の指定有限責任社員としての継続年数を記載しております。金融商品取引法監査の指定有限責任社員としての継続監査年数については、吉田氏が7年、嶋田氏が3年、及び石坂氏が6年となります（なお、監査対象年度を基準にした年数です。）。

d．監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は、システム専門家、税理士、公正価値評価専門家、年金数理専門家等も含め、計59名となっております。

e．監査法人の選定方針と理由

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合においては、監査役会において会計監査人の解任を検討いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、監査品質及び独立性等の観点から監査を遂行するに不十分であると認められる場合、その他必要と認められる場合においては、監査役会において会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

f．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の再任を相当と認める内容の評価を行いました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	186	29	214	11
連結子会社	62	23	64	16
計	248	52	278	28

（注）監査証明業務とは、公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。当行と監査法人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。

当行における非監査業務の内容は、新入行員研修等となっております。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、DBJアセットマネジメント株式会社に対する受託業務に係る内部統制の保証業務等となっております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	116	-	9
連結子会社	27	1	29	4
計	27	118	29	13

当行における非監査業務の内容は、アドバイザー業務等となっております。連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務等となっております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて確認を行ったうえで、監査証明業務のうち会社法上の監査に係る会計監査人の報酬の額について同意の判断をいたしました。

（4）【役員の報酬等】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

（5）【株式の保有状況】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	7, 8 1,298,955	7, 8 2,187,820
コールローン及び買入手形	720,000	684,000
金銭の信託	20,082	17,856
有価証券	1, 2, 7, 112,374,268	1, 2, 7, 112,535,827
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 9 12,415,985	3, 4, 5, 6, 7, 9 14,757,131
その他資産	7, 8 162,849	7, 8 179,445
有形固定資産	7, 8, 10 423,433	7, 8, 10 427,467
建物	17,704	17,953
土地	90,794	90,151
リース資産	635	586
建設仮勘定	425	285
その他の有形固定資産	313,873	318,491
無形固定資産	7, 8 42,284	7, 8 39,400
ソフトウェア	11,379	10,597
のれん	24,494	22,673
リース資産	2	1
その他の無形固定資産	6,408	6,128
退職給付に係る資産	1,263	1,593
繰延税金資産	2,800	2,572
支払承諾見返	267,306	446,616
貸倒引当金	35,528	57,869
投資損失引当金	36	33
資産の部合計	17,693,665	21,221,829
負債の部		
債券	7 3,314,656	7 3,483,570
借入金	7, 8 8,070,948	7, 8 10,664,537
社債	7, 8 2,382,226	7, 8 2,739,904
その他負債	204,265	163,620
賞与引当金	5,345	5,186
役員賞与引当金	15	15
退職給付に係る負債	8,092	8,195
役員退職慰労引当金	146	127
繰延税金負債	6,608	6,639
支払承諾	267,306	446,616
負債の部合計	14,259,611	17,518,413

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
資本金	1,000,424	1,000,424
危機対応準備金	12,206,529	12,206,529
特定投資準備金	13,848,000	13,368,000
特定投資剰余金	13,12,436	13,28,172
資本剰余金	636,466	336,466
利益剰余金	675,842	695,697
株主資本合計	3,379,698	3,635,289
その他有価証券評価差額金	24,297	40,733
繰延ヘッジ損益	16,934	13,271
為替換算調整勘定	1,414	936
退職給付に係る調整累計額	958	693
その他の包括利益累計額合計	38,858	52,374
非支配株主持分	15,496	15,752
純資産の部合計	3,434,054	3,703,415
負債及び純資産の部合計	17,693,665	21,221,829

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	289,144	269,462
資金運用収益	169,456	159,422
貸出金利息	138,413	132,099
有価証券利息配当金	24,569	21,663
コールローン利息及び買入手形利息	31	120
預け金利息	108	38
金利スワップ受入利息	6,339	5,508
その他の受入利息	6	7
役務取引等収益	17,167	20,922
その他業務収益	15,165	14,094
その他経常収益	87,355	75,022
償却債権取立益	6,255	423
投資損失引当金戻入益	9	1
その他の経常収益	¹ 81,089	¹ 74,597
経常費用	210,151	196,365
資金調達費用	78,730	55,357
債券利息	33,958	21,743
コールマネー利息及び売渡手形利息	72	84
売現先利息	60	69
借入金利息	38,009	29,008
短期社債利息	947	62
社債利息	5,730	4,504
その他の支払利息	216	191
役務取引等費用	326	642
その他業務費用	12,310	9,223
営業経費	57,161	56,726
その他経常費用	61,623	74,416
貸倒引当金繰入額	1,734	23,970
その他の経常費用	² 59,889	² 50,445
経常利益	78,992	73,096
特別利益	4,333	1,199
固定資産処分益	4,333	1,199
特別損失	301	494
固定資産処分損	135	169
減損損失	165	324
税金等調整前当期純利益	83,024	73,802
法人税、住民税及び事業税	31,637	32,852
法人税等調整額	131	5,865
法人税等合計	31,505	26,986
当期純利益	51,518	46,815
非支配株主に帰属する当期純利益	1,062	1,568
親会社株主に帰属する当期純利益	50,456	45,246

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	51,518	46,815
その他の包括利益	1 28,095	1 13,508
その他有価証券評価差額金	19,977	17,499
繰延ヘッジ損益	5,432	5,476
為替換算調整勘定	75	146
退職給付に係る調整額	682	264
持分法適用会社に対する持分相当額	1,927	1,074
包括利益	23,422	60,323
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	22,371	58,761
非支配株主に係る包括利益	1,050	1,561

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,000,424	206,529	588,000	5,412	766,466	651,887	3,218,719
会計方針の変更による累積的影響額						1,553	1,553
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,424	206,529	588,000	5,412	766,466	653,441	3,220,273
当期変動額							
政府の出資			130,000				130,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替			130,000		130,000		-
剰余金の配当						21,030	21,030
親会社株主に帰属する当期純利益						50,456	50,456
利益剰余金から特定投資剰余金への振替				7,023		7,023	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	260,000	7,023	130,000	22,401	159,425
当期末残高	1,000,424	206,529	848,000	12,436	636,466	675,842	3,379,698

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	44,652	23,766	1,202	272	66,943	10,682	3,296,345
会計方針の変更による累積的影響額							1,553
会計方針の変更を反映した当期首残高	44,652	23,766	1,202	272	66,943	10,682	3,297,899
当期変動額							
政府の出資							130,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替							-
剰余金の配当							21,030
親会社株主に帰属する当期純利益							50,456
利益剰余金から特定投資剰余金への振替							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,355	6,831	212	685	28,084	4,814	23,270
当期変動額合計	20,355	6,831	212	685	28,084	4,814	136,155
当期末残高	24,297	16,934	1,414	958	38,858	15,496	3,434,054

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,000,424	206,529	848,000	12,436	636,466	675,842	3,379,698
当期変動額							
政府の出資			220,000				220,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替			300,000		300,000		-
剰余金の配当						9,948	9,948
親会社株主に帰属する当期純利益						45,246	45,246
利益剰余金から特定投資剰余金への振替				15,736		15,736	-
持分法の適用範囲の変動						292	292
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	520,000	15,736	300,000	19,854	255,591
当期末残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	695,697	3,635,289

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	24,297	16,934	1,414	958	38,858	15,496	3,434,054
当期変動額							
政府の出資							220,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替							-
剰余金の配当							9,948
親会社株主に帰属する当期純利益							45,246
利益剰余金から特定投資剰余金への振替							-
持分法の適用範囲の変動							292
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,435	3,662	477	264	13,515	255	13,770
当期変動額合計	16,435	3,662	477	264	13,515	255	269,361
当期末残高	40,733	13,271	936	693	52,374	15,752	3,703,415

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	83,024	73,802
減価償却費	14,677	14,862
のれん償却額	1,838	1,820
減損損失	165	324
持分法による投資損益(は益)	4,541	6,908
貸倒引当金の増減()	191	22,340
投資損失引当金の増減額(は減少)	9	3
賞与引当金の増減額(は減少)	279	159
役員賞与引当金の増減額(は減少)	0	-
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	974	329
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	122	103
資金運用収益	169,456	159,422
資金調達費用	78,730	55,357
有価証券関係損益()	6,983	23,214
金銭の信託の運用損益(は運用益)	1,001	792
為替差損益(は益)	9,445	13,426
固定資産処分損益(は益)	4,197	1,029
貸出金の純増()減	508,654	2,341,056
債券の純増減()	124,119	168,914
借入金の純増減()	83,088	2,593,588
普通社債発行及び償還による増減()	275,763	357,678
預け金(現金同等物を除く)の純増()減	3,000	19,999
コールローン等の純増()減	460,000	36,000
売現先勘定の純増減()	93,761	-
資金運用による収入	173,450	156,479
資金調達による支出	83,035	59,010
その他	135,395	60,890
小計	663,934	848,844
法人税等の支払額	30,320	25,848
営業活動によるキャッシュ・フロー	633,613	822,995
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	846,286	368,417
有価証券の売却による収入	82,195	56,527
有価証券の償還による収入	319,425	201,873
金銭の信託の増加による支出	4,255	944
金銭の信託の減少による収入	5,023	4,199
有形固定資産の取得による支出	3,908	18,228
有形固定資産の売却による収入	42,452	4,761
無形固定資産の取得による支出	3,157	3,221
無形固定資産の売却による収入	0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	408,510	123,449

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府の出資による収入	130,000	220,000
配当金の支払額	21,030	9,948
非支配株主からの払込みによる収入	761	34
非支配株主への配当金の支払額	5,330	1,340
財務活動によるキャッシュ・フロー	104,400	208,745
現金及び現金同等物に係る換算差額	651	572
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	328,851	908,864
現金及び現金同等物の期首残高	903,817	1,232,869
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	200	-
現金及び現金同等物の期末残高	1,232,869	2,141,734

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 39社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(連結の範囲の変更)

合同会社アセット投資事業7号を営業者とする匿名組合他5社は出資により、D B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合は設立により、当連結会計年度から連結しております。

また、A M R 合同会社を営業者とする匿名組合は、匿名組合契約が終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 51社

主要な会社名

D B J 地域投資(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

鬼怒川ゴム工業(株)、ADVANIDE HOLDINGS PTE.LTD.、俺の(株)、GENTUITY, LLC

(子会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 28社

主要な会社名

(株)A I R D O

(持分法適用の範囲の変更)

メザニン・ソリューション4号投資事業有限責任組合は設立により、Japan Beta Lula Central S.a r.l.は株式取得により、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、スペースワン株式会社は持分比率の低下により、持分法の対象から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 51社

主要な会社名

D B J 地域投資(株)

(4) 持分法非適用の関連会社 125社

主要な会社名

合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

(株)ソシオネクスト、PT.PETROTEKNO、シミックC M O(株)、Wilsonart (Thailand) Co., Ltd.、

Wilsonart (Shanghai) Co., Ltd.、Wilsonart Asia Limited、NATIONAL CAR PARKS LIMITED、メガバス(株)、

たくみやホールディングス(株)、(株)フジバンビホールディングス、(株)インボイス、アートジャパン(株)、

日本ヒーター機器(株)、(株)ヒロフ、(株)シモノ

(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 32社

2月末日 1社

3月末日 6社

なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(連結子会社の決算日の変更)

従来、連結子会社のうち決算日が3月31日であったD B Jキャピタル投資事業有限責任組合については、同社が決算日を12月31日に変更したことにより、当連結会計年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヵ月間を連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物: 3年~50年

その他: 4年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に直近の状況等を考慮した必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,226百万円（前連結会計年度末は10,556百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジを行っており、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資についてはヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段...外貨建直先負債

ヘッジ対象...在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(13) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

当行が連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りのうち重要なものは以下のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

貸倒引当金	57,869百万円
-------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当行は、信用供与先の財務状況等の悪化等により、貸出金等の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクに備えて、貸倒引当金を計上しております。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、経済・企業活動への影響は翌年度以降も継続すると想定しており、当行の債務者の信用リスクに影響があるとの仮定を置いております。

当行の貸倒引当金の算定方法については「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。また、上記仮定のもと当行では、財務諸表等作成日における入手可能な情報に基づき必要に応じて個々の債務者の債務者区分に反映させたうえで貸倒引当金を計上しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、今後の感染拡大に伴う経済への影響及び当行の債務者の信用リスクへの影響については不確実であり、これらの影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において貸倒引当金が増減する可能性があります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の評価

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

有価証券	2,535,827百万円
時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	1,130,164百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券について、金融商品関係注記（注2）に関連する開示を行っており、実質価額が帳簿価額を著しく下落した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられたものを除き、減損処理あるいは投資損失引当金の計上を行っておりますが、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられると決定するためには、投資先の事業計画等の合理性に関する経営者による判断を前提としております。

なお、COVID-19の影響など投資先における市場環境等の変化は不確実であり、事業計画等の合理性に関する経営者の判断に用いた条件に変更が生じた場合、翌連結会計年度に減損処理あるいは投資損失引当金計上を行うことで、想定外の損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業経費」に含めていた投資収益に対応する費用について、当連結会計年度より「その他経常費用」に表示を変更しております。

この変更は、従来、「営業経費」に含めていた投資収益に対応する費用について金額の重要性が増してきており、当連結会計年度に策定の新中期経営計画においても当該投資収益と費用の増加を見込んでいるため、当連結会計年度から投資に関する収益と費用を「その他経常収益」と「その他経常費用」とに表示することにより、事業活動の成果をより適切に表示するために行ったものであります。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書に表示していた「営業経費」10,185百万円を「その他経常費用」に組替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
株式	57,242百万円	59,854百万円
出資金	194,159 "	203,022 "

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
37,689百万円	32,348百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	8百万円	- 百万円
延滞債権額	30,341 "	81,494 "

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	26,914百万円	30,999百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
合計額	57,264百万円	112,493百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	19,235百万円	13,410百万円
その他資産	4,208 "	3,412 "
有形固定資産	219,630 "	225,666 "
無形固定資産	5,130 "	4,847 "
計	248,205 "	247,337 "
担保資産に対応する債務		
借入金	188,276百万円	184,566百万円
社債	5,125 "	5,125 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有価証券	154,643百万円	169,189百万円
貸出金	923,054 "	840,231 "

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有価証券	11,782百万円	15,451百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
金融商品等差入担保金	17,572百万円	13,326百万円
中央清算機関差入証拠金	10,273 "	24,022 "

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	701,289百万円	681,289百万円

8. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
ノンリコース債務		
借入金	188,276百万円	184,566百万円
社債	5,125 "	5,125 "
当該ノンリコース債務に対応する資産		
現金預け金	19,235百万円	13,410百万円
その他資産	4,208 "	3,412 "
有形固定資産	219,630 "	225,666 "
無形固定資産	5,130 "	4,847 "

9. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	1,054,844百万円	798,060百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	719,776 "	568,245 "

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
減価償却累計額	39,825百万円	48,099百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	4,462百万円	4,022百万円

12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

13. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式等売却益	10,494百万円	23,515百万円
持分法による投資利益	4,541 "	- "
投資事業組合等利益	26,575 "	21,652 "
土地建物賃貸料	12,273 "	12,520 "
売電収入	12,747 "	10,946 "
株式等償還益	7,727 "	359 "

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式等償却	32,758百万円	9,352百万円
持分法による投資損失	- "	6,908 "
投資事業組合等損失	5,377 "	12,762 "
減価償却費	9,052 "	8,954 "

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	22,805	37,501
組替調整額	6,035	11,129
税効果調整前	28,840	26,372
税効果額	8,862	8,872
その他有価証券評価差額金	19,977	17,499
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	704	2,682
組替調整額	7,126	5,210
税効果調整前	7,830	7,893
税効果額	2,397	2,417
繰延ヘッジ損益	5,432	5,476
為替換算調整勘定：		
当期発生額	75	146
組替調整額	-	-
税効果調整前	75	146
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	75	146
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	1,071	177
組替調整額	88	204
税効果調整前	983	381
税効果額	301	116
退職給付に係る調整額	682	264
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	1,820	879
組替調整額	107	194
税効果調整前	1,927	1,074
税効果額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	1,927	1,074
その他の包括利益合計	28,095	13,508

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	-	-	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	21,030	482	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	9,948	利益剰余金	228	2020年3月31日	2020年6月29日

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	-	-	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	9,948	228	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	8,115	利益剰余金	186	2021年3月31日	2021年6月25日

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金預け金勘定	1,298,955百万円	2,187,820百万円
定期性預け金等	66,085 "	46,086 "
現金及び現金同等物	1,232,869 "	2,141,734 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	1,757	1,710
1年超	2,255	6,251
合 計	4,013	7,961

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	6,151	5,695
1年超	21,891	18,322
合 計	28,043	24,017

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また、資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心に行っております。

資金運用・資金調達にあたっては、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生の回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、運輸業、郵便業、電気・ガス・熱供給・水道業、製造業等となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及ぶ可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的(子会社・関連会社向けを含む)で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、及び金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達の制御や金利スワップ取引などを行うことによりそれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建投融資等については為替リスクに晒されているため、見合いの外貨建負債として社債等の調達を行うほか、為替スワップや通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (12) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規程に従い、投融資について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融資決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価のある有価証券については定期的な時価変動のモニタリングを実施しています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取り組み相手の信用力を常時把握した上で限度枠の設定により管理しており、また中央清算機関の利用及び相対のCSA(Credit Support Annex)に基づく証拠金の授受によるリスク管理を図っています。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規程においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、また、経営会議及びALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度(Duration、BPV: Basis Point Value)、VaR(Value at Risk)等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。また、ALMの一環として金利スワップ等を利用して金利リスクの回避又は抑制を行っています。

() 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融資等は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建社債等を調達しているほか、為替スワップや通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

() 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規程や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また、事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それをALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規程に基づき実施されています。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行グループはトレーディング業務を行っておらず、資産・負債ともに全てトレーディング目的以外の金融商品となります。

市場リスク量(損失額の推定値)は、金利感応度分析(BPV)や分散共分散法(保有期間1年、観測期間5年以上、信頼区間99.9%)によるVaRに基づく手法により算出しております。2021年3月31日現在の市場リスク(金利、為替、価格変動に関するリスク)量は、61,135百万円(前連結会計年度末は48,910百万円)です。なお、当連結会計年度より、金利感応度の計測方法を100BPVからBPV(100BPV, -50BPV)に変更しております。かかる計測はリスク管理担当部署により定期的の実施され、ALM・リスク管理委員会へ報告することでALM運営の方針策定等に利用しています。

なお、過去の相場変動をベースに算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているVaRや、BPVについては通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

当行グループでは、モデルが算出するリスク量と実際に発生した市場変動に基づいて計算した仮想損益を比較するバックテストを実施するとともに、他のリスク指標による計測、ストレステストの実施等により、モデルのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていることを認識しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規程に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性保有額及びキャッシュ・フロー・ラダーのモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じ資金調達・運用の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,298,955	1,298,955	-
(2) コールローン及び買入手形	720,000	720,000	-
(3) 金銭の信託	18,467	19,155	688
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	456,324	459,343	3,019
その他有価証券	1,001,977	1,001,977	-
関連会社株式	2,612	2,272	340
(5) 貸出金	12,415,985		
貸倒引当金(*1)	35,463		
	12,380,522	12,885,374	504,852
資産計	15,878,859	16,387,078	508,219
(1) 債券	3,314,656	3,399,500	84,844
(2) 借入金	8,070,948	8,139,492	68,544
(3) 社債	2,382,226	2,396,272	14,045
負債計	13,767,831	13,935,265	167,434
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	33,367	33,367	-
ヘッジ会計が適用されているもの	1,859	1,859	-
デリバティブ取引計	35,226	35,226	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	2,187,820	2,187,820	-
(2) コールローン及び買入手形	684,000	684,000	-
(3) 金銭の信託	16,824	16,981	156
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	389,976	396,408	6,431
その他有価証券	1,039,769	1,039,769	-
関連会社株式	2,846	3,360	513
(5) 貸出金	14,757,131		
貸倒引当金（*1）	57,761		
	14,699,369	15,171,552	472,183
資産計	19,020,608	19,499,893	479,285
(1) 債券	3,483,570	3,548,364	64,793
(2) 借入金	10,664,537	10,664,152	384
(3) 社債	2,739,904	2,742,260	2,355
負債計	16,888,012	16,954,777	66,765
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	51,427	51,427	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,512)	(4,512)	-
デリバティブ取引計	46,915	46,915	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託の信託財産構成物である金銭債権の評価は「(5) 貸出金」と同様の方法により時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれらがないものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。（一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。）なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて現在価値を算定しております。）

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて現在価値を算定しております。）

(3) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて現在価値を算定しております。）

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 2020年3月31日	当連結会計年度 2021年3月31日
金銭の信託（*1）	1,615	1,031
非上場株式（*2）（*3）	328,439	441,874
組合出資金（*1）	327,173	379,875
非上場その他の証券等（*2）（*3）	286,597	308,414
合計	943,826	1,131,196

（*1）信託財産・組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（*3）前連結会計年度において、28,734百万円（うち非上場株式28,692百万円、非上場その他の証券41百万円）の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、9,316百万円（うち非上場株式1,611百万円、非上場その他の証券7,704百万円）の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,298,950	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	720,000	-	-	-	-	-
有価証券	132,914	290,450	213,549	163,901	128,189	159,098
満期保有目的の債券	99,488	157,180	50,303	85,240	61,109	3,000
国債	-	15,077	10,061	10,070	45,315	-
地方債	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	59,382	102,328	28,286	54,628	5,794	3,000
その他	40,105	39,775	11,955	20,541	10,000	-
その他有価証券のうち満期 があるもの	33,425	133,269	163,245	78,661	67,079	156,098
国債	5,069	25,447	18,483	5,139	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	28,355	107,713	144,762	73,522	67,079	156,098
その他	-	108	-	-	-	-
貸出金(*)	2,180,066	3,194,175	2,553,222	1,975,325	1,793,140	689,705
合 計	4,331,931	3,484,626	2,766,772	2,139,226	1,921,329	848,803

(*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない30,349百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	2,187,816	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	684,000	-	-	-	-	-
有価証券	129,928	240,103	251,669	135,817	104,683	175,570
満期保有目的の債券	70,957	116,450	91,336	64,857	46,373	-
国債	10,035	10,015	10,048	10,045	40,279	-
地方債	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	44,931	75,646	63,308	23,357	6,094	-
その他	15,990	30,788	17,980	31,455	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの	58,970	123,653	160,332	70,959	58,310	175,570
国債	25,136	5,109	18,378	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	33,834	118,543	141,954	70,959	58,310	175,570
その他	-	-	-	-	-	-
貸出金(*)	2,503,573	3,415,686	3,172,485	2,482,452	2,172,577	928,861
合 計	5,505,318	3,655,790	3,424,155	2,618,269	2,277,261	1,104,432

(*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない181,494百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,104,333	2,048,497	1,406,720	1,013,993	1,056,239	1,441,165
債券及び社債	557,653	1,677,754	1,246,749	912,840	988,613	313,271
合 計	1,661,986	3,726,252	2,653,469	1,926,833	2,044,852	1,754,436

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,467,933	1,983,598	2,040,843	1,400,061	1,554,376	2,217,724
債券及び社債	839,991	1,695,351	1,379,093	919,213	1,024,238	365,586
合 計	2,307,924	3,678,950	3,419,937	2,319,274	2,578,614	2,583,310

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券
該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	50,241	55,670	5,428
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	171,981	174,010	2,029
	その他	66,739	67,150	410
	小計	288,963	296,831	7,868
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	30,282	30,261	21
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	81,439	78,533	2,905
	その他	55,638	53,716	1,921
	小計	167,360	162,511	4,849
合計		456,324	459,343	3,019

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	50,170	54,510	4,340
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	165,691	167,913	2,222
	その他	50,672	51,355	682
	小計	266,534	273,779	7,245
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	30,253	30,141	112
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	47,647	47,156	491
	その他	45,541	45,331	209
	小計	123,442	122,628	813
合計		389,976	396,408	6,431

3. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	348,451	320,959	27,491
	債券	249,726	246,558	3,167
	国債	54,139	53,246	893
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	195,586	193,312	2,274
	その他	12,652	8,199	4,453
	小計	610,830	575,717	35,112
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	7,516	8,913	1,397
	債券	381,944	386,158	4,213
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	381,944	386,158	4,213
	その他	61,685	61,754	69
	小計	451,146	456,826	5,679
合計		1,061,977	1,032,544	29,433

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	373,851	323,756	50,095
	債券	360,175	356,126	4,048
	国債	48,623	48,041	581
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	311,551	308,085	3,466
	その他	11,639	9,359	2,280
	小計	745,666	689,242	56,423
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	4,067	5,069	1,002
	債券	287,622	289,383	1,761
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	287,622	289,383	1,761
	その他	42,413	42,526	112
	小計	334,103	336,979	2,876
合計		1,079,769	1,026,222	53,547

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	16,148	9,634	92
債券	55,303	299	5
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	55,303	299	5
その他	10,584	1,321	-
合計	82,035	11,256	98

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	44,011	20,199	0
債券	1,998	-	1
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	1,998	-	1
その他	10,638	3,200	85
合計	56,648	23,399	88

6. 保有目的を変更した有価証券

記載すべき重要なものはありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、3,984百万円（全額が株式）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、110百万円（全額がその他の証券）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

1 . 運用目的の金銭の信託
該当ありません。

2 . 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。

3 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2020年 3 月31日)

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	20,082	19,693	388	986	597

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度 (2021年 3 月31日)

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	17,856	17,154	701	704	3

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	28,713
その他有価証券	27,727
その他の金銭の信託	986
()繰延税金負債	8,387
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	20,325
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,971
その他有価証券評価差額金	24,297

- (注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額5,565百万円(損失)は、評価差額より控除しております。
2. その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	55,085
その他有価証券	54,674
その他の金銭の信託	411
()繰延税金負債	17,260
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	37,825
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2,907
その他有価証券評価差額金	40,733

- (注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額4,737百万円(収益)は、評価差額より控除しております。
2. その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	968,637	807,300	62,460	62,460
	受取変動・支払固定	965,871	804,875	33,290	33,290
	合計			29,169	29,169

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	923,879	822,442	50,915	50,915
	受取変動・支払固定	922,028	821,128	23,262	23,262
	合計			27,653	27,653

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	5,226	5,226	71	71
	売建	188,973	-	3,867	3,867
	買建	234,247	-	259	259
	合計			4,198	4,198

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	5,226	5,226	61	61
	売建	132,607	-	4,275	4,275
	買建	522,151	-	27,988	27,988
	合計			23,774	23,774

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,500	-	6	6
	買建	1,500	-	7	7
	合計			1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	借入金及び貸出金			
	受取変動・支払固定		73,200	65,246	3,977
金利スワップの特例処理	金利スワップ	債券、借入金、社債及び貸出金			
	受取固定・支払変動		2,059,552	2,038,302	(注) 3
	受取変動・支払固定		9,111	9,111	
	合計				3,977

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金、貸出金 及び有価証券	82,376	74,573	2,798
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	債券、借入金、 社債及び貸出金	2,546,678 9,111	2,518,472 6,130	(注)3
	合計				2,798

- (注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。
2. 時価の算定
店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。
3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	5,503	5,503	142
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券、 借入金及び社債	267,332	267,332	(注)3
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約	外貨建のその他 有価証券	66,320	-	5,694
	合計				5,836

- (注) 1. 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。
3. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	5,503	5,503	54
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券、 借入金及び社債	267,332	156,660	(注)3
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約	外貨建のその他 有価証券	30,075	-	1,659
	合 計				1,713

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、一部の国内連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出型の退職給付制度を設けておりますほか、一部の在外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

一部の国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	35,372	36,167
勤務費用	1,574	1,591
利息費用	385	393
数理計算上の差異の発生額	542	931
退職給付の支払額	1,707	1,816
退職給付債務の期末残高	36,167	37,267

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	29,641	29,338
期待運用収益	148	146
数理計算上の差異の発生額	529	1,108
事業主からの拠出額	945	965
退職給付の支払額	866	894
年金資産の期末残高	29,338	30,665

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	28,074	29,072
年金資産	29,338	30,665
	1,263	1,593
非積立型制度の退職給付債務	8,092	8,195
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,828	6,601

退職給付に係る負債	8,092	8,195
退職給付に係る資産	1,263	1,593
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,828	6,601

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	1,574	1,591
利息費用	385	393
期待運用収益	148	146
数理計算上の差異の費用処理額	81	196
過去勤務費用の費用処理額	7	7
確定給付制度に係る退職給付費用	1,900	2,042

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	7	7
数理計算上の差異	990	373
合計	983	381

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	11	4
未認識数理計算上の差異	1,353	980
合計	1,365	984

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
債券	73%	73%
株式	9%	13%
その他	18%	14%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	1.1%	1.1%
予想昇給率	1.7% ~ 5.3%	2.1% ~ 6.7%
長期期待運用収益率	0.5%	0.5%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度243百万円、当連結会計年度273百万円でありま
す。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当連結会計年度 (2021年 3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	12,589百万円	20,153百万円
有価証券等償却損金算入限度超過額	21,313 "	25,159 "
連結子会社の資産時価評価差額	3,426 "	3,120 "
退職給付に係る負債	2,014 "	2,027 "
税務上の営業権	1,275 "	1,135 "
税務上の繰越欠損金	6,498 "	7,275 "
その他	16,961 "	16,357 "
繰延税金資産小計	64,080 "	75,229 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	46,208 "	47,967 "
評価性引当額小計(注)1	46,208 "	47,967 "
繰延税金資産合計	17,871 "	27,262 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	7,278 "	16,282 "
繰延ヘッジ損益	8,398 "	5,962 "
その他	6,002 "	9,084 "
繰延税金負債合計	21,679 "	31,328 "
繰延税金資産(は繰延税金負債)の純額(注)2	3,808 "	4,066 "

(注)1. 評価性引当額の変動の主な内容は、貸倒引当金及び貸出金償却に係る評価性引当額の増加であります。

2. 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

繰延税金資産	2,800百万円	2,572百万円
繰延税金負債	6,608 "	6,639 "

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当連結会計年度 (2021年 3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減	8.96%	2.38%
持分法による投資損益	1.67%	2.86%
その他	0.03%	0.70%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.94%	36.56%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	144,669	70,141	74,332	289,144

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	132,522	67,192	69,747	269,462

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	財務行政	(被所有)直接100.00	資金の借入等	出資の受入(注1)	130,000	-	-
							資金の借入(注2)	800,000	借入金	4,816,195
							借入金の返済	363,739		
							利息の支払	23,485	未払費用	6,277
							債務被保証(注3)	3,226,516	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は2039年12月20日であります。なお、担保は提供しておりません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から1,433,843百万円の借入金があります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	財務行政	(被所有)直接100.00	資金の借入等	出資の受入(注1)	220,000	-	-
							資金の借入(注2)	1,050,000	借入金	5,479,254
							借入金の返済	386,940		
							利息の支払	18,934	未払費用	4,755
							債務被保証(注3)	3,416,988	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は2040年12月20日であります。なお、担保は提供しておりません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,335,948百万円の借入金があります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等
該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当ありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等
該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	63,755円66銭	64,719円67銭
1株当たり当期純利益	1,075円90銭	867円21銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (2020年3月31日)	当連結会計年度末 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	3,434,054	3,703,415
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	652,244	879,543
(危機対応準備金)	百万円	206,529	206,529
(特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	百万円	424,000	644,000
(特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	百万円	6,218	13,262
(非支配株主持分)	百万円	15,496	15,752
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,781,810	2,823,872
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	43,632	43,632

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	50,456	45,246
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,511	7,408
(特定投資業務に係る当期純利益の うち国庫に帰属すべき額に相当する 金額)	百万円	3,511	7,408
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	46,944	37,838
普通株式の期中平均株式数	千株	43,632	43,632

(重要な後発事象)

該当ありません。

【連結附属明細表】
【債券・社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	12, 14, 15, 17, 19, 20, 22回 政府保証債 (国内債)	2006年6月28日 ~ 2008年6月19日	210,005	210,002 [90,003]	2.0 ~ 2.2	一般担保 (注) 7	2021年6月28日 ~ 2023年6月19日	(注) 1
	3, 4, 9, 11, 14, 16, 19, 22 ~ 69回 政府保証債 (国内債)	2008年12月18日 ~ 2020年12月16日	1,631,134	1,510,937 [360,168]	0.001 ~ 2.1	無担保	2020年9月14日 ~ 2060年6月24日	
	67次 政府保証債 (外国債)	1998年9月4日	25,034	25,030	1.81	一般担保 (注) 7	2028年9月4日	(注) 2
	5 ~ 7, 10, 11, 14次 政府保証債 (外国債)	2002年12月13日 ~ 2007年11月26日	369,017 (698,216千EUR)	369,016 (698,451千EUR)	1.05 ~ 4.75	一般担保 (注) 7	2022年9月20日 ~ 2027年11月26日	(注) 1
	10, 12 ~ 23次 政府保証債 (ユーロMTN)	2014年9月19日 ~ 2021年1月28日	982,494 (9,061,809千\$)	1,291,611 (11,753,453千\$) [55,276]	0.5 ~ 3.25	無担保	2021年9月1日 ~ 2031年1月28日	(注) 3
	20, 31, 34 ~ 36, 42, 49回 財投機関債 (国内債)	2005年8月9日 ~ 2008年6月11日	94,970	74,972	1.7 ~ 2.74	一般担保 (注) 7	2020年6月22日 ~ 2047年3月20日	(注) 4
	2回 財投機関債 (ユーロMTN)	2008年9月18日	2,000	2,000	2.032	一般担保 (注) 7	2023年9月19日	(注) 4 (注) 5
	31, 40, 47, 50, 54, 56, 57, 59, 60, 62, 63, 65, 66, 68, 69, 71, 72, 74 ~ 138回 普通社債 (公募債) (国内債)	2012年11月19日 ~ 2021年1月15日	1,357,601	1,522,001 [190,600]	0 ~ 1.183	無担保	2020年6月19日 ~ 2070年7月16日	
	3 ~ 25, 27, 28, 31, 32, 34, 35, 39 ~ 50, 52 ~ 118回 普通社債 (私募債) (国内債)	2015年2月5日 ~ 2021年1月21日	433,000	427,000 [58,000]	0 ~ 1.16	無担保	2020年4月17日 ~ 2058年3月19日	
45, 48, 49, 52, 54, 55, 57, 60 ~ 87回 普通社債 (ユーロMTN)	2013年10月23日 ~ 2021年3月4日	586,499 (3,659,705千\$) (999,961千EUR) (- 千GBP) (665,000千AUD) (30,000千NZD)	785,777 (4,180,748千\$) (1,704,568千EUR) (249,886千GBP) (770,000千AUD) (30,000千NZD) [85,943]	0.01 ~ 3.749	無担保	2021年4月8日 ~ 2049年5月7日	(注) 6	
コアインベ ストメント ジャパン特 定目的会社	3回 特定社債	2019年6月28日	5,000	5,000	0.27909	一般担保	2026年6月30日	(注) 8
平塚ホール ディング特 定目的会社	5回 特定社債	2019年9月30日	125	125	0.37909	一般担保	2026年9月30日	(注) 8
合計			5,696,882	6,223,475				

- (注) 1 . 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。
2 . 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。
3 . ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建無担保政府保証債であります。

4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。
5. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建財投機関債であります。
6. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ建、ユーロ米ドル建、ユーロ円建、ユーロ英ポンド建、ユーロ豪ドル建及びユーロニュージーランドドル建無担保社債であります。
7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。
8. これらの社債はノンリコース債務に該当します。
9. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
10. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
11. 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券・社債(百万円)	839,991	840,272	855,078	702,316	676,777
ノンリコース社債 (百万円)	-	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	8,070,948	10,664,537	0.252	
借入金	7,882,672	10,479,970	0.243	2021年4月～2041年3月
ノンリコース借入金	188,276	184,566	0.755	2021年12月～2036年12月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びノンリコース借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	1,460,836	1,048,928	920,726	949,914	1,013,582
ノンリコース借入金 (百万円)	7,096	6,930	7,012	6,267	71,079

【資産除去債務明細表】

期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,252,106	2,124,938
現金	2	2
預け金	1,252,104	2,124,935
コールローン	720,000	684,000
金銭の信託	18,467	16,824
有価証券	1,279,924,400,948	1,279,924,612,535
国債	134,664	129,047
社債	830,952	812,512
株式	705,370	843,475
その他の証券	729,960	827,500
貸出金	3,456,7812,521,358	3,456,7814,837,718
証書貸付	12,521,358	14,837,718
その他資産	151,158	164,520
前払費用	2,414	2,859
未収収益	18,576	19,395
金融派生商品	71,757	76,438
金融商品等差入担保金	17,572	13,326
その他の資産	740,837	752,500
有形固定資産	110,442	110,369
建物	17,611	17,871
土地	90,794	90,151
建設仮勘定	420	285
その他の有形固定資産	1,616	2,061
無形固定資産	12,038	10,776
ソフトウェア	11,046	9,903
その他の無形固定資産	991	872
前払年金費用	1,191	1,078
支払承諾見返	267,306	446,616
貸倒引当金	35,578	57,935
投資損失引当金	36	33
資産の部合計	17,419,402	20,951,409

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
債券	7 3,314,656	7 3,483,570
借入金	7,882,447	10,479,945
借入金	7,882,447	10,479,945
社債	2,377,101	2,734,779
その他負債	187,896	150,445
未払法人税等	11,949	14,661
未払費用	13,662	10,012
前受収益	546	175
金融派生商品	35,145	27,919
金融商品等受入担保金	116,268	81,083
資産除去債務	230	230
その他の負債	10,093	16,363
賞与引当金	4,831	4,734
役員賞与引当金	15	15
退職給付引当金	6,419	6,447
役員退職慰労引当金	136	117
繰延税金負債	5,047	3,654
支払承諾	267,306	446,616
負債の部合計	14,045,859	17,310,326
純資産の部		
資本金	1,000,424	1,000,424
危機対応準備金	10 206,529	10 206,529
特定投資準備金	11 848,000	11 1,368,000
特定投資剰余金	11 12,436	11 28,172
資本剰余金	636,466	336,466
資本準備金	636,466	336,466
利益剰余金	629,290	651,840
その他利益剰余金	629,290	651,840
別途積立金	589,406	619,342
繰越利益剰余金	39,884	32,498
株主資本合計	3,333,145	3,591,432
その他有価証券評価差額金	20,709	37,519
繰延ヘッジ損益	19,687	12,131
評価・換算差額等合計	40,396	49,651
純資産の部合計	3,373,542	3,641,083
負債及び純資産の部合計	17,419,402	20,951,409

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	260,166	238,752
資金運用収益	174,958	160,461
貸出金利息	139,508	132,477
有価証券利息配当金	28,976	22,324
コールローン利息	31	120
預け金利息	108	38
金利スワップ受入利息	6,339	5,508
その他の受入利息	6	7
役務取引等収益	11,561	15,026
その他の役務収益	11,561	15,026
その他業務収益	15,172	14,095
国債等債券売却益	762	-
国債等債券償還益	2	-
金融派生商品収益	14,072	13,839
その他の業務収益	334	256
その他経常収益	58,474	49,168
償却債権取立益	6,255	423
株式等売却益	8,181	22,385
金銭の信託運用益	892	432
投資損失引当金戻入益	9	1
その他の経常収益	¹ 43,135	¹ 25,925
経常費用	182,739	168,508
資金調達費用	77,086	53,720
債券利息	33,958	21,743
コールマネー利息	72	84
売現先利息	60	69
借入金利息	36,605	27,606
短期社債利息	947	62
社債利息	5,723	4,490
その他の支払利息	15	28
役務取引等費用	130	442
その他の役務費用	130	442
その他業務費用	12,316	8,901
外国為替売買損	10,074	6,587
国債等債券売却損	5	1
国債等債券償却	-	110
債券発行費償却	817	936
社債発行費償却	1,418	1,265
営業経費	53,644	52,982
その他経常費用	39,561	52,461
貸倒引当金繰入額	1,708	23,985
貸出金償却	220	1,400
株式等売却損	-	85
株式等償却	32,162	7,950
その他の経常費用	² 5,470	² 19,039
経常利益	77,427	70,243

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
特別利益	0	677
固定資産処分益	0	677
特別損失	294	292
固定資産処分損	129	139
減損損失	165	153
税引前当期純利益	77,133	70,628
法人税、住民税及び事業税	29,817	29,010
法人税等調整額	408	6,616
法人税等合計	30,225	22,393
当期純利益	46,908	48,234

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
					資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
							別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,000,424	206,529	588,000	5,412	766,466	766,466	526,249	84,187	610,436	3,177,268
当期変動額										
政府の出資			130,000							130,000
資本準備金から特定投資 準備金への振替			130,000		130,000	130,000				-
剰余金の配当								21,030	21,030	21,030
別途積立金の積立							63,156	63,156	-	-
当期純利益								46,908	46,908	46,908
その他利益剰余金から特 定投資剰余金への振替				7,023				7,023	7,023	-
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	260,000	7,023	130,000	130,000	63,156	44,302	18,853	155,877
当期末残高	1,000,424	206,529	848,000	12,436	636,466	636,466	589,406	39,884	629,290	3,333,145

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	42,079	23,745	65,824	3,243,093
当期変動額				
政府の出資				130,000
資本準備金から特定投資 準備金への振替				-
剰余金の配当				21,030
別途積立金の積立				-
当期純利益				46,908
その他利益剰余金から特 定投資剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	21,369	4,057	25,427	25,427
当期変動額合計	21,369	4,057	25,427	130,449
当期末残高	20,709	19,687	40,396	3,373,542

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			
					資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
							別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,000,424	206,529	848,000	12,436	636,466	636,466	589,406	39,884	629,290	3,333,145
当期変動額										
政府の出資			220,000							220,000
資本準備金から特定投資 準備金への振替			300,000		300,000	300,000				-
剰余金の配当								9,948	9,948	9,948
別途積立金の積立							29,935	29,935	-	-
当期純利益								48,234	48,234	48,234
その他利益剰余金から特 定投資剰余金への振替				15,736				15,736	15,736	-
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	520,000	15,736	300,000	300,000	29,935	7,385	22,549	258,286
当期末残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	336,466	619,342	32,498	651,840	3,591,432

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	20,709	19,687	40,396	3,373,542
当期変動額				
政府の出資				220,000
資本準備金から特定投資 準備金への振替				-
剰余金の配当				9,948
別途積立金の積立				-
当期純利益				48,234
その他利益剰余金から特 定投資剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	16,810	7,555	9,254	9,254
当期変動額合計	16,810	7,555	9,254	267,541
当期末残高	37,519	12,131	49,651	3,641,083

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に直近の状況等を考慮した必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,226百万円(前事業年度末は10,556百万円)であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段...外貨建直先負債

ヘッジ対象...外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当行が財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りのうち重要なものは以下のとおりであります。

1. 貸倒引当金
 - (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
貸倒引当金 57,935百万円
 - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結財務諸表「(重要な会計上の見積り)」に記載した内容をご参照ください。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の評価
 - (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
有価証券 2,612,535百万円
時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 1,267,032百万円
 - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結財務諸表「(重要な会計上の見積り)」に記載した内容をご参照ください。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式	151,326百万円	162,891百万円
出資金	297,044 "	318,887 "

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	37,689百万円	32,348百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	8百万円	- 百万円
延滞債権額	30,341 "	81,494 "

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	26,914百万円	30,999百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
合計額	57,264百万円	112,493百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
有価証券	154,643百万円	169,189百万円
貸出金	923,054 "	840,231 "

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
有価証券	11,782百万円	15,451百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	10,273百万円	24,022百万円

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
債券	701,289百万円	681,289百万円

8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	1,054,844百万円	798,060百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	719,776 "	568,245 "

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	4,462百万円	4,022百万円

10. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
投資事業組合等利益	29,529百万円	22,739百万円
株式等償還益	10,924 "	864 "

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
投資事業組合等損失	4,789百万円	13,758百万円

(株主資本等変動計算書関係)

特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当該事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当該事業年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	35	2,272	2,237
合計	35	2,272	2,237

当事業年度(2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	35	3,360	3,325
合計	35	3,360	3,325

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位: 百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	118,365	124,336
関連会社株式	32,926	38,519
合計	151,291	162,856

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	12,605百万円	20,174百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	24,084 "	27,775 "
退職給付引当金	1,965 "	1,974 "
その他	13,602 "	12,891 "
繰延税金資産小計	52,258 "	62,815 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	40,127 "	42,303 "
評価性引当額小計	40,127 "	42,303 "
繰延税金資産合計	12,130 "	20,511 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	7,278 "	15,836 "
繰延ヘッジ損益	8,688 "	5,354 "
その他	1,211 "	2,975 "
繰延税金負債合計	17,178 "	24,166 "
繰延税金資産(は繰延税金負債)の純額	5,047 "	3,654 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率と の間の差異が法定実効税率の 100分の5以下であるため注記 を省略しております。
評価性引当額の増減	12.52%	
その他	3.96%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.19%	

(重要な後発事象)

該当ありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	-	-	-	27,754	9,882	834	17,871
土地	-	-	-	90,151	-	-	90,151
リース資産	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	285	-	-	285
その他の有形固定資産	-	-	-	6,858	4,796	642	2,061
有形固定資産計	-	-	-	125,048	14,679	1,477	110,369
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	31,090	21,186	3,909	9,903
その他の無形固定資産	-	-	-	886	13	1	872
無形固定資産計	-	-	-	31,976	21,200	3,910	10,776

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	19,409	29,163	-	19,409	29,163
個別貸倒引当金	16,169	21,207	1,629	6,976	28,771
うち非居住者向け債権分	1,116	9,093	222	67	9,920
投資損失引当金	36	-	1	1	33
賞与引当金	4,831	4,692	4,789	-	4,734
役員賞与引当金	15	15	15	-	15
役員退職慰労引当金	136	31	50	-	117
計	40,598	55,110	6,486	26,387	62,835

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金	洗替による取崩額
個別貸倒引当金	回収等による取崩額
うち非居住者向け債権分	回収等による取崩額
投資損失引当金	自己査定結果による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	11,949	26,821	24,109	-	14,661
未払法人税等	8,717	20,029	17,787	-	10,959
未払事業税	3,232	6,791	6,322	-	3,701

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	未定(注)
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	未定(注)
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	未定(注)
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	未定(注)
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	未定(注)

(注)「未定」の欄につきましては、政府保有株式の処分開始時までに決定する予定です。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第12期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書及びその添付書類

事業年度（第13期中）（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）2020年12月23日関東財務局長に提出。

(3) 発行登録書（社債）及びその添付書類

2020年8月21日関東財務局長に提出。

(4) 発行登録追補書類（社債）及びその添付書類

（イ）2020年8月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、2020年9月10日
関東財務局長に提出。

（ロ）2020年8月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、2020年10月9日
関東財務局長に提出。

（ハ）2020年8月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、2020年10月9日
関東財務局長に提出。

（ニ）2020年8月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、2021年1月8日
関東財務局長に提出。

（ホ）2020年8月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、2021年4月9日
関東財務局長に提出。

（ヘ）2020年8月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、2021年4月9日
関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月10日

株式会社日本政策投資銀行
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 篤行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、以下の事項を監査上の主要な検討事項とした。

1 新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けた債務者に対する貸倒引当金の算定

会社及び連結子会社は、2021年3月31日現在、連結貸借対照表上、貸出金14,757,131百万円を計上している。会社による貸倒引当金の計上基準の詳細は、連結財務諸表の【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準に記載されている。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて貸倒引当金を計上している。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、幅広い業種において業績悪化などの影響が生じているが、会社及び連結子会社が、重点セクターの1つとして位置付けている運輸・交通分野などにおける特定の業種（以下「特定の業種」という。）では、人や物の移動が減少することにより、その業績に重要な影響が生じている。このような状況を受け当連結会計年度において、特定の業種における信用リスクが悪化した結果、連結損益計算書上、貸倒引当金繰入額23,970百万円を計上している。

会社及び連結子会社は債権の資産査定において、債務者の財務状況や資金繰り、収益力などにより返済能力を総合的に検討し債務者区分を決定している。当該債務者区分の決定は貸倒引当金の算定における重要な見積り要素であり、その決定においては債務者の属する業界の市場動向予測に基づく将来の収支予測が含まれる場合がある。

特に、特定の業種を営む債務者に対する債務者区分の決定に用いられる将来の収支予測には、需要に係る回復時期の見積りが含まれており、当該見積りは企業外部の要因により影響を受けることとなるため不確実性が高い。貸倒引当金の算定において、このような不確実性の高い項目を含む債務者区分の決定は、経営者による重要な判断を伴うこととなり、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主な監査手続は以下のとおりである。

新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けた債務者のうち、特定の業種を営む債務者に対する債務者区分の妥当性を検討するにあたり、以下の手続を実施した。

- (1) 特定の業種を営む債務者の債務者区分決定に係る根拠資料を閲覧し、自己査定基準に基づき債務者区分が決定されることを確保するために整備された内部統制の有効性を評価した。また、当該内部統制において利用される貸出先の情報等の重要な基礎データについては、その正確性と網羅性を確保するための内部統制の有効性を評価した。
- (2) 経営者は特定の業種を営む債務者の債務者区分決定において、業界の需要予測に係る外部データに基づき収支予測のシナリオを見積もっており、当該見積りに用いた業界の需要予測に係る外部データの信頼性を関連情報の閲覧により検討した。
- (3) 当該外部データに基づいて見積られた収支予測が最も合理的であると判断した根拠について会社の経営者に質問し、利用可能な他の企業外部の情報との比較を行うことを含めてその妥当性を検討した。

2 時価を把握することが極めて困難な有価証券の評価

会社及び連結子会社は、2021年3月31日現在、連結貸借対照表上、有価証券2,535,827百万円を計上している。このうち、時価を把握することが極めて困難な有価証券の見積りに関する詳細は連結財務諸表の「重要な会計上の見積り 2.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の評価」に記載されている。さらに連結財務諸表の【注記事項】金融商品関係注記(注2)に関連する開示を行っている。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

会社及び連結子会社は金融市場の活性化・安定化のため、必要なリスクマネーの供給を主要な施策として掲げ、企業、ファンド、インフラ、不動産などに対して非上場を中心としたメザニン・エクイティなどに投資を行っており、会社の収益の源泉として最重要なリスクカテゴリーの一つと位置づけている。

これらの投資には、将来の業績回復を見込んだ事業計画を合理的と判断した上で、財政状態が悪化している投資先の有価証券を第三者割当増資により引き受けたものが含まれている。当該有価証券の評価にあたっては、損益見込や資金収支計画などの見直しを每期行った上で、将来における業績回復の可能性が高いと経営者が判断している有価証券は減損処理の対象とされていないが、将来における業績回復の可能性は不確実性が高い。このような不確実性の高い項目を含む有価証券の評価は、経営者による重要な判断を伴うこととなり、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主な監査手続は以下のとおりである。

財政状態が悪化している投資先の有価証券を第三者割当増資により引き受け、将来における業績回復の可能性が高いとして減損処理の対象としていない場合の有価証券の評価を検討するにあたり、以下の手続を実施した。

- (1) 投資先の事業計画と直近財務諸表、月次報告及び着地見込みとを比較検討し、差異に関する要因分析を実施した。
- (2) 当該要因分析結果を踏まえ、投資先の事業計画における将来売上高について、利用可能な外部データとの比較を行うことを含めて達成可能性を検討した。
- (3) 当該要因分析結果を踏まえ、投資先の事業計画における将来収支予想について、コスト削減のための主たる施策の達成状況を会社の経営者に質問し、その裏付けとして進捗確認資料を閲覧した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月10日

株式会社日本政策投資銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 篤行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、当事業年度の財務諸表の監査において、以下の事項を監査上の主要な検討事項とした。

1 新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けた債務者に対する貸倒引当金の算定

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けた債務者に対する貸倒引当金の算定）と同一内容であるため、記載を省略している。

2 時価を把握することが極めて困難な有価証券の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（時価を把握することが極めて困難な有価証券の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。